

令和元年第4回大木町議会定例会会議録（第3号）

1. 招集年月日 令和元年9月19日（木） 午前9時30分開議

2. 招集場所 大木町役場議会議場

3. 出席議員

1番	馬場高志	9番	徳永伸行
2番	野口裕子	10番	古賀知文
3番	原田勝	11番	小畠裕司
5番	古賀靖子	12番	中島宗昭
6番	北島好昭	13番	中島和正
7番	益田隆一		

4. 欠席議員 8番 菰方英二

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	境公雄	こども未来課長	内藤智之
副町長	益田富啓	健康課長	田中美和子
教育長	平山浩一	福祉課長	池末行成
総務課長	境克浩	産業振興課長	広松栄治
企画課長	北島克彦	建設水道課長	川村九州生
会計課長	的場哲也	環境課長	中村和也
税務町民課長	杉康則	学校教育課長 兼生涯学習課長	野田昌志

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 議会事務局長 山口 龍也

7. 議案の題目

①一般質問

8. 議事

議長　それでは、皆様、おはようございます。

定刻になりましたので、会議を始めたいと思います。

朝夕におきましては、めっきり秋の気配を感じられる日となつてまいりましたが、日中におきましてはまだ非常に気温も高く、皆様には寒暖の差における体調のほうには十分留意をしていただきたいと思いますと思っております。

また、今定例会のさきの補正予算におきまして、議会傍聴時における託児ボランティアの予算を皆様のご同意を得て可決いただいておりますが、本日約1名の方より託児ボランティアを利用した傍聴の申し出がっておりますので、皆様にご報告をさせていただきたいと思います。

本日は一般質問ということで、我々政策に生きる議員にとりましては、非常に華やかな活動の場でもありますし、その質問におきましては、町民の皆様の関心も非常に高いものというふうに思っております。皆様お一人一人の案件の議論が深まりますことを心からご期待を申し上げ、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員11名、したがいまして、定足数に達し、定刻を過ぎましたので、議会は成立をいたします。

なお、本日も8番、菰方英二議員は病氣療養のため欠席です。

ただいまから第4回定例会3日目を開会いたします。

また、本日も安藤代表監査委員に出席をお願いしております。

一般質問に入ります前に、さきの定例会中の中島宗昭議員の質問におきまして、川村建設水道課長からの質問の回答がありますので、答弁を許します。川村建設水道課長。

建設水道課長　中島宗昭議員からの水路の残地処理はどの程度進捗している

のかという質問についてお答えをいたします。

まず、町内の水路は、国庫補助を受け本格的な整備に着手したのが昭和61年からの農村総合整備モデル事業、こちらまでさかのぼることになります。以降、本町が実施主体となった事業と、県営として県が事業主体となった事業合わせて今日まで継続して水路整備に取り組んできました。結果、概算であります、土地改良事業により設けられた幹線水路等、いわゆる地区内の水路、これを除きました従来からある地区外の水路のおよそ4割程度、約34キロが整備済みに至っているという経緯があります。

そこで整備されたものの中で、平成7年度から着手をしています当該のこの残地整理がどれほど進んでいるのかということですが、整理が完了した路線が全体、いわゆる34キロの中の約2割、整理に着手をいたしまして一部整理済みとなっている路線が約1.2割、それ以外が未着手となります。

現在の残地整理は、水路隣接市の所有者等からの申し出によって、官民境界を確定する必要がある場合あるいは現場の状況が著しく公平性に欠ける場合等、早急な整理を要する場合などの個別の要請に優先的に対応することとし、限られた予算の有効活用に努めております。

また、10月から施行される大木町の食の景観を守り創る条例、こちらによって義務化される届け出、これに対処すべく、よりどころとなる指導要綱の制定が予定されているわけですが、当課としましては、この指導要綱を踏まえて新しい整理方針等を立てていく予定であり、現時点での進捗は必ずしも芳しい結果ではありませんが、優先順位の高いものから着実に整理を進めていきたいと思っております。

以上で終わります。

議長 12番、中島宗昭議員、よろしいですか。

中島宗昭議員 はい。

議長 それでは、一般質問に入ります。

なお、場内暑い方いらっしゃったら、上着のほうは適宜とっていただいても結構です。

日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。12番、中島宗昭議員の一般質問を許します。

中島宗昭議員 12番、中島宗昭でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきますが、先月27日・28日の九州北部豪雨、また、今月9日未明の台風15号により被災をされました被災者の多くの皆様方に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を願っております。

それでは、質問に入ります。

まず、男女共同参画推進行動計画の進捗状況についてお尋ねをいたします。

昨年3月議会において、大木町第2次男女共同参画策定後の男女共同参画の社会環境づくりと対策について質問させていただきました。そのときの答弁によりますと、本町においては、平成18年度より検討を開始し、平成20年に第1次男女共同参画が策定されたと説明を受けました。その計画によりますと、Ⅰ、男女共同参画のための意識づくり、Ⅱ、男女の人権の尊重、Ⅲ、男女共同参画の社会環境づくり、Ⅳ、男女がともに自立し、豊かで安心して暮らせる生活への支援、以上4つの重点目標が定められ、この施策の方向に沿ってさまざま

まな取り組みなされ、実績を伸ばし、施策の進捗率も93%にもなったということでした。

さらに、平成30年度より第2次男女共同参画が実績と課題をもとに5つの基本目標と施策を行動指針として進められております。

さらに、強力に推進できるよう、昨年12月議会において、大木町男女が認め合い社会参画を推進する条例が可決され、今年4月1日より施行されております。

このように、さらに男女共同参画社会の実現に向けて環境が整いつつある中において、条例施行後の取り組み、いわば啓発行動及び事業等の推進、進捗状況を次のとおりお尋ねいたします。

- ①町民（個人）家庭における男女共同参画社会への推進対策と進捗状況は。
- ②事業所及び事業者に対する男女共同参画社会への推進対策と支援策は。
- ③地域組織及び団体組織等に対しての推進支援と進捗状況は。
- ④学校、そのほか教育分野における推進対策と状況は。
- ⑤男女共同参画社会推進に当たり、庁内関係各課との連携による推進対策と進捗状況は。

以上、5点について担当課長にお尋ねいたします。

続きまして、公有財産である町有地の有効活用及び処分等の計画と進捗状況をお尋ねいたします。

昨年6月議会において、庁舎跡地である町有地について、何十年も利用されていない町有地は管理費だけがかかり、資産とは言いがたく負債と等しい。早期の処分、有効活用を検討するようにと強く益田隆一議員から質問がありました。まちとしては、一般住宅として定住していただくため、土地利用を含め検討を進めてまいるとありました。それから1年以上経過いたしましたが、何の

動きも感じられません。もちろん町有財産活用検討委員会において既に検討されているものと存じますが、現時点においてどのように検討され、どのようになされる予定なのか。

また、国営事業が終了し、まちに返還されました笹渕地区にあります町有地で残土処分終了後の有効活用及び処分等をどのように考えてあるのか、以上2点について町長にお尋ねいたします。

最後に、水路整備計画見直しの進捗状況についてお尋ねいたします。

堀は水田の用水、洪水調節、下水道の役割を初めその他たくさんの機能を持っているということは大木町の町民皆さんが知ってあるところで、大木町の財産であり宝であると思います。今では、土地改良とともに姿形を変え、国営水路、県営水路と整備されてきております。しかし、集落内、特に土地改良未整備地区においては、護岸の崩落や雑木、竹やぶが生い茂り、水路に朽ち果てて水が流れにくくなり、水路の役割を果たせないところや水田の中にまで亀裂が入り、作物の作付が不能な水田も数箇所見受けられます。

お手元に配付しておりますカラー写真のコピーがあります。これは、土地改良未整備地区の集落内の排水のごく一部でございます。1番目、2番目、3番目といった形で、特に2番目などは耕作放棄地、そして、その竹やぶの向こうは、上にありますようにクリーク、流れ堀でございます。それがこのような状態で約90メートルあります。それから、3枚目の上の段が、災害で復旧した残りの部分、取り残された部分と、その下が、その先にまた5、60mあります水田の中にまで亀裂が入り、水田がつくられない状態になっております。約3メートルほど手前に引いて仮設の畦畔をつくっております。こういった状況でございます。

本町において、クリークの整備については、多額の費用がかかることから、

国・県の補助事業を活用して進めてこられました。しかし、現在、国庫補助がなくなったことから、新たな事業と水路整備の見直しを行うということだったと思います。

今後の整備計画の進捗状況と見直しについて、町長か担当課長にお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、答弁を許します。益田副町長。

副町長 12番、中島宗昭議員の一般質問にお答えします。

まず、私から、公有地の有効活用及び処分等の計画と進捗状況はについて答弁させていただきます。

町有財産等活用検討委員会の委員長をさせていただいておりますので、その関係で私のほうから答弁をさせていただきます。それと、男女共同参画推進行動計画と進捗状況はについては企画課長が、水路整備計画の進捗状況はについては建設水道課長が答弁いたします。

公有地の有効活用についてでございますが、ご質問にある八町牟田地区の旧木佐木村役場跡地（2,162.78平方メートル）につきましては、昨年6月の益田隆一議員の一般質問に石川前町長が答弁しましたように、定住促進のための住宅用地として、子育て世代に分譲する案をもとに職員に配置計画等を作成させながら検討を進めておりました。しかし、その後、木佐木校区にも民間の建て売り分譲住宅が開発されるなどの状況を踏まえまして、現段階では計画を見送っているという状況でございます。

また、庁舎西別館やその周辺施設、消防団本部の格納庫や書庫、倉庫及び公有車の車庫等がありますが、その一体の再編整備計画を進めるに当たって、現

在、西別館に入居しているシルバー人材センターや合併処理浄化槽維持管理協会及び木佐木校区のコミュニティセンターなど、移設用地が必要になることも考えられますので、いま一度庁舎内で組織します町有財産活用等検討委員会で将来計画を精査し、慎重に活用方針を決定していくこととしております。その際には、民間の資金や経営能力、技術力を活用しますPPP・PFI等の手法も含めて効果的な活用方法を検討していく所存でございます。

次に、笹渕地区の非農用地（1万2,200平方メートル）につきましては、現在、まちの公共事業や多面的機能支払交付金事業の残土置き場として使用しております。この土地は、登記地目が雑種地と一部畑部分がございます、活用範囲が農業用の施設用地に限定されるということになりますので、当面は工事残土の仮置き場としての活用を考えております。しかし、1.2ヘクタール以上の広大な土地でございますので、他の利用方法がないかにつきましては、引き続き検討をしてまいる所存でございます。

そのほかにも、アクアス西側の用地（9,271平方メートル）や旧若宮広場跡地（4,130.64平方メートル）、旧白百合母子寮の跡地（3,582平方メートル）など、利用可能な町有地がございますが、近年、異常気象による大規模災害のリスクが増しておりますし、災害発生時には、避難広場や消防・自衛隊・警察等の宿营地、駐車場用地、災害廃棄物の仮置き場など、広大な用地が必要になることを踏まえまして、これらの町有地の活用につきましても、町有財産活用等検討委員会で検討を進め、できるだけ早い時期に有効活用を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上で、12番、中島宗昭議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長 答弁を許します。北島企画課長。

企画課長 12番、中島宗昭議員の一般質問にお答えいたします。

本町の男女共同参画社会の形成に向けた取り組みにつきましては、平成20年に男女共同参画社会づくりの位置づけを新たな視点での価値観や生活文化の創造、地域を活性化させるためのひとづくり、まちづくりとして、計画期間を10年間とする大木町男女共同参画計画を策定しました。その後、昨年3月に計画期間を5年間とする第2次計画に引き継いで諸施策を展開しております。

また、議員ご指摘のとおり、本年4月には大木町男女が認め合い社会参画を推進する条例を施行し、女性の地位向上と性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会の実現に向けて、まちや議会、町民等がおのおのの役割と責任のもと、互いに連携して、これまで取り組んできた大木町男女共同参画計画による諸施策をさらに推し進めているところでございます。

現在取り組んでいる第2次計画では、計画期間中に達成すべき目標（成果指標）といたしまして、1つ目が、男は仕事、女は家庭といった考え方に賛成する人の割合を30%以下とすること、2点目が、DV防止と被害者保護のためのDV関係課間のネットワークを構築すること、3つ目といたしまして、審議会等における女性委員の数を総委員数の30%以上とすることの3つを掲げております。目標達成に向けた5つの基本テーマと施策の方向性を体系的に定めております。その中で、特に重点施策として定めているのが、町民に向けた男女共同参画の啓発、DV等防止と被害者保護のためのDV関係課間ネットワークの整備と庁外関係機関等との連携体制の整備、審議会委員などへの女性登用の促進の3項目であります。

このことを踏まえまして、条例施行後の大木町男女共同参画計画の取り組み

や啓発事業の進捗状況についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の町民（家庭）における男女共同参画社会の推進対策と進捗状況につきましては、特に重点項目に掲げる施策であり、条例の制定に関する記事や女性リーダー研修への参加報告などを広報おおきやホームページに掲載し、町民に啓発したほか、次世代の女性リーダーを発掘育成するための公募女性7名と町長との懇談会や、女性の、女性による、女性のための起業創業セミナーおおき元気塾を野口議員にもご足労いただきまして、公募女性21名を対象に開催をしております。元気塾は、12月までの継続事業となっておりますが、ほかにも11月には女性のスキルアップ研修を、さらには、地域の出前講座等で自作啓発DVDの放映や男女共同参画講座を開催し、啓発していく予定にしております。

2点目の事業所及び事業者に対する男女共同参画社会の推進対策と支援策につきましては、事業所への条例制定チラシの配布や商工会女性部への研修による啓発などを行ったほか、10月に職場ハラスメント相談会の開催や事業所へ女性役員の登用要請などを実施する予定にしております。

3点目の地域組織及び団体組織等に対しての推進支援と進捗状況につきましては、民生委員・児童委員会や婦人会での条例の説明会や、ネットワークおおき、政治学級での男女共同参画講座の開催、行政区長会へのチラシの配布などのほか、あす、民生委員・児童委員会で男女共同参画研修の開催や、校区コミュニティ活性化委員会へ女性委員の登用促進を働きかけることにしております。

4点目の学校、その他教育分野における推進対策と状況につきましては、各小・中学校では、教育指導計画の中に男女共同参画を掲げ、道徳の授業や学校行事で男女の性差の知識や個性の尊重などの指導を行っており、教職員や保育士への男女共同参画研修のほか、園児の保護者を対象としたすくすく学級や、

小・中学生の保護者を対象とした家庭教育学級において、男女共同参画に関する研修を実施しております。

また、子育て支援センターでは、パパママ学級において男女の育児参画の啓発も行っております。

5点目の男女共同参画社会の推進に当たり、庁内関係各課との連携と推進対策と進捗状況につきましては、これも重点項目に掲げる施策でございますので、昨年度、いち早く福祉部局を中心にDV被害者を守るネットワーク会議を組織したところでございます。条例施行を機に、企画課を窓口として再編をいたしまして、情報の共有、関係機関との連携、対応に当たっているところでございます。特に、福祉部署のほうでは、福岡県自立相談支援事務所と毎月連絡をとっており、ケースに応じて児童相談所、警察、学校等と連携して対応をしております。

最後に、本年4月1日現在の審議会等における女性委員の登用率を申し上げますと、町議会における女性議員の割合が16.7%、教育委員会等執行機関における女性委員登用率が24.2%、各種審議会等附属機関における女性委員登用率が32.0%、全体で30.4%となっており、県下市町村の目標40%以上や、平成30年4月1日現在の県下市町村平均32.1%には及びませんが、このように女性委員登用率が向上してきていることや、デリ&ビューッフェくるるんなど多くの女性の社会進出や活躍が進んでいることなどから、効果は着実にあらわれているものと考えております。

今後とも個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会の実現を目指し、取り組みを進めてまいりますので、議会並びに議員各位のご協力をお願い申し上げ、12番、中島宗昭議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長 答弁を許します。川村建設水道課長。

建設水道課長 12番、中島宗昭議員の一般質問にお答えします。

今後の水路整備計画の推進状況と見通しについてということですが、現在は、次期事業——これは国費・県費を合わせまして75%の補助を受ける国庫補助事業となりますが、これが県営農村総合整備事業の大木2期という名称になるかと思えます——こちらの実施準備に入っております。当該事業を実施する際、まず、県が実施計画を策定しなければなりません。その際に、よりどころとなる本町での基本計画の見直し作業、これを現在行っているところであります。事業期間はおおむね6年間、総事業費10億円程度という条件で、現時点で検討の方向性としては、土地改良事業地区外にある農業用の用排水路や集落内水路の整備を当事業で取り組むものとしております。これをどう盛り込むかについての検討を今重ねているところです。ちなみに、当該農村総合整備事業の1期事業、こちらについては18路線、延長にして7.7キロの水路を整備するに至っております。

次に、スケジュールですが、本町での基本計画の見直しを受け、県において、先ほど申し上げました実施計画を策定することとなります。ヒアリング、審査会、法手続など、所要の事務に令和3年度までの時間を要すということです。よって、事業開始が令和4年度、そこから6年間、予算のつき方次第では進捗にはぶれが想定されますが、最大でも10年間の事業となります。

また、当初は実施設計などが主となるところから、工事は最短で令和5年度からと見ております。

また、現在、町内の17地域で取り組んでいただいている多面的機能支払交付金事業につきましては、大木町土地改良区を母体に組織の広域化に向けた調

整を図っているところであります。将来、まち全域を事業対象とする組織に成長できた段階では、年間2,500万円程度の土地改良事業で造成された農業用施設の長寿命化事業、これに取り組むことができますため、農地整備後の小排水路の整備等については、この事業に結びつけていけるものと考えています。

いずれにしましても、国の補助を用いて整備しないと厳しいということで説明をいたしまして、その整備を待ってもらっていますたくさんの箇所の関係される方々のためにも一つでも多くの整備を行い、環境改善につなげたいと思う所存ですので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げ、12番、中島宗昭議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、男女共同参画推進行動計画と進捗状況についてはの①町民（個人）家庭における男女共同参画社会の推進対策と進捗状況はについての再質問ございますか。12番、中島宗昭議員、ゆっくりよろしいですよ。

中島宗昭議員　それぞれの5つの項目で質問をさせていただきました。5つそれぞれに3回ずつの質問をしようと思っておりましたけれども、時間の関係とか後がありますので、一くくりにしたところで1つの質問で2問、3問という形で質問させていただきます。よろしくお願いします。

答弁によりますと、各分野ごとにさまざまな方法といいますか、手法によって男女共同参画社会の実現に向けて取り組まれているようでございますが、よく見てみますと、国や県が目指す男女共同参画社会に付随した事業に取り組んでいるだけで、このように取り組んでいますよ、取り組んでいきますよというだけで、現実を見ない表面的な議論と対策ばかり前面に出ているように思います。実際、今、農家の家庭の中でもいろんな相談を受ける中で、せつかく施設

園芸とかで優秀な農家で、経営も県下トップクラスの農家の家族がばらばらになっていると。何人も家を飛び出してアパートから通ったりとか、そしてまた、隣地に別世帯の家を建てたりとか、そういったいろんな課題があるようでございます。そういった課題を精査しない中で、ただ形どおりやっているといえますか、そのような感じを受けました。

今、農水省のほうで女性活躍推進に係るアンケート調査を行っております。農林水産省経営局就農・女性課女性活躍推進室、このアンケートは、まず、女性農業者の役割について、これ、男性にも女性にもアンケート回っております。それから、女性農業者の活躍推進のための職場環境整備について、それから、女性の社会的地位向上について、家族経営協定について、出産・育児・子育てについて、女性農業者の活躍等に必要な施策について、農業女子プロジェクトについて、こういった項目でそれぞれにクエスチョンがあるんですけれども、そういった現場を知ることが大切です。ですから、農家や商工、中小企業、いろんな形、組織団体、そういった中での聞き取り調査、また、意向調査、そういったものを踏まえた中での対策をしていかないと、ただ形どおりだけで進んでいくんじゃないかと危惧しております。

この中でも、4月1日現在の審議会等における女性委員の登用率の説明もありましたが、大木町独自として目標を定めて30%以上という形でしてあると思いますが、その根拠は何であるのか。それから、なぜ登用率の値、数字が必要なのか、以上2点についてお伺いいたします。

議長 答弁を許します。北島企画課長。

企画課長 12番、中島宗昭議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の30%の根拠というところでございます。

これ、議員もご指摘のとおり、まち独自に定めたものでございまして、県は、先ほども答弁いたしましたとおり、40%というのを掲げております。ただ、当時、現状を鑑みて、まずは30%を到達すべきじゃないかということで定めさせていただいているものと認識しております。

2点目でございます。

その30%の根拠については、先ほども申しましたように、現状に鑑みて30%まずは到達目標としたいということでの設定ということでございます。

以上で答弁のほう終わらせていただきます。

議長　それでは、男女共同参画推進行動計画と進捗状況についての再質問、どうぞ。

中島宗昭議員　私の質問が悪かったのかもしれませんが、そういった意向調査をされたのか、各現場の。そうした中での数字なのか、そして、その根拠ができたんだと思いますので、その辺。

議長　暫時休憩します。

休憩	時	分
再開	時	分

議長 それでは、再開をいたします。答弁を許します。北島企画課長。

企画課長 12番、中島宗昭議員のご質問にお答えしたいと思います。

すみません、どうも理解が乏しくて申しわけございません。この行動計画策定に当たりまして、現状把握ということでももちろん調査をして、その時点の登用率等についてがかなり、議員さんもお承知かと思えますけれども、低かったということもあって、まずは30%という目標で、たしか当時は県も30%じゃなかったかなというふうには思っております。そういったことでの設定ということでご理解いただきたいと思います。

以上で答弁を終わります。

議長 それでは、再質問ございますか。中島宗昭議員。

中島宗昭議員 なぜこういった質問をしたかと言いますと、数字とか何とかにこだわって男女共同参画が進められているような形だけを思うわけです。そもそも安倍政権が出した女性活躍推進の背景にあるのは産業界からの要求ということで、少子高齢化による人手不足の解消を補うために女性の社会進出で需給を埋めようとしていると、こういった指摘をされております。しかも、安い労働力とっておられるし、新幹線の清掃や工事現場、ガードマンといったかつて男性がいた分野に女性が進出をさせられると、そういったことで、この社会進出で果たして家庭の世帯の所得がふえたかというのと、そうではないと。そして、そこにひずみがあるんですね。

現実を見ない表面的な議論と先ほど言いましたが、実際、女性の社会進出を拒もうとして発言しているわけではございませんので、やっぱり女性が社会に

出て活躍するためには、家庭を守るための給付金の仕組みとか子育て後に会社に復帰できる仕組みとか不当に夫婦を離れ離れにする転勤とか、いろんなさせないような仕組みづくり、そういったことが本質的には必要だと私は感じているところでございます。

皆さんご存じのとおり、ジェンダーギャップ指数というのがあると思います。そのジェンダーギャップ指数の用語の中に、経済参画、教育、健康、政治参画という4分野の中に幾つか項目があり、男を1としたときに女性の割合を1になるのか、1.2なのか、0.5なのか、そういったのをあらわすのがジェンダーギャップということで、数だけで評価をされているところでございます。数値比較だけを見ると、ちょっと見誤ることがあると思っております。

このジェンダーギャップ指数の中で、昨年度は144カ国中110位、その前は111位、その前が144位という形で、少しずつはよくなっているという形で説明があっておりますが、一方の上位5カ国は、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン、ニカラグアと続いて、やっぱり北欧中心、昔から福祉国家であり男女平等がかなり前から主張されていた国であると言われております。しかし、この統計の数字だけで判断すると、やっぱり本質を見誤ると。

冗談でございますが、ジェンダーギャップ指数の中に、健康の分野に出生児の男女比と健康寿命の男女比という項目があるそうです。男女の格差があるということでございますが、出生児は男は女よりも多く生まれる。これ、私、畜産をやっておりますので、動物学的にみんな一緒だそうです。男のほうが生涯にわたって死にやすく、繁殖年齢に達したところに男女比が1対1になるような形で男のほうがやっぱり多く生まれる。男が死ぬ確率が高いということで、動物学的には、出生児は男が多く生まれている意味があるそうです。それから、女の寿命が長いのも生物学の問題で、ギャップがあるからこれを是正すべきと

いうことはおかしい問題であります。

そこで、北欧でスウェーデンモデルという言葉がありますが、スウェーデンモデルの中で、福祉国家の闘い—スウェーデンからの教訓という本がありますが、武田龍夫氏、その人はスウェーデンの大使館、外務省北欧担当などを歴任された方で、その人の本によりますと、1950年から60年代は、福祉国家スウェーデンの黄金期で、タクシーに忘れた財布がきちんと戻ってくるほどだった——日本も同じですけれども。80年代末から経済停滞により次第に犯罪がふえるようになり、90年代のデータによれば、同時期の日本と比べて刑事犯罪全体の発生率17倍、レイプは20倍以上、強盗は7倍と信じられないような値がついているそうです。そのほか、麻薬やアルコールにかかわる犯罪、児童ポルノの密輸入などもたくさん、このようなスウェーデン的社会病理の原因の一つと言われております、指摘されております。

なぜかという、スウェーデンの女性というのは、もともとスウェーデン人が持っている個人主義や合理的な思考といった気質に加え、平等主義をたたき込まれ、そのため、独立の願望が強く、情緒的に荒れており、女性の解放や地位の向上のほうが夫婦愛よりも大切だと考えているということでもあります。片や男性は、優しさや家庭のぬくもりといった男性本能的欲求を求めているということもございます。そして、夫婦が相手を思いやる、尊敬する、時には譲歩し、協力し合うということも少なく、当然、男女の関係はうまくいかず離婚も極めて多い。子は愛に飢えていると言われております。

ちょうど大木町に川棚町議会より研修に来られたときも、一番最初の挨拶で言われたのが、大木町は離婚率が高いですね。自分たちは知りませんでした。逆に川棚町の議員さんから指摘された。なぜですかということで、そういったことを聞かれたことを思い出しました。決して男女共同参画社会を否定するわ

けでございませんが、とにかく男女共同参画というのは、そもそも数が一緒というのではなくて、体の大きさや特徴など違いを認めながら、家庭を含めて社会的役割を果たすことだということです。男女が違うから認め合って引きつけて子供をつくり、家庭をつくり、次の世代ができて社会が築かれる、この当たり前のことを大事にすべきであると指摘されております。余り同質化すると、お互いにないものを認め合って助け合うという意識が少なくなり、結婚や家庭をつくらなくてもいいとなってしまうそうした風潮が晩婚化の一因じゃないかという指摘もされております。

そういった中で、長くなりましたが、大木町においても、現場の現状、各組織、団体、地域、それから家庭、いろいろ事業所、職場、そういった中でのもう少し聞き取り調査とかアンケート調査とか、今何が課題なのか、その問題が何なのか、そういったところを踏まえた中できちんと精査して、男女共同参画社会を築き上げていくのが筋ではないかと思いますが、担当課長、いかがでしょうか。

議長 答弁を許します。北島企画課長。

企画課長 中島宗昭議員の再々質問のほうにお答えさせていただきたいと思っています。

私どもも決して男女共同参画を数字だけ、表面的な部分だけで見定めておるわけではございません。これは、結果としてそういった社会進出に何か指標がないと明らかになりませんので、そういった意味の参考として、指標の一つとして見させていただいておるわけですが、議員ご指摘のとおり、この男女共同参画というのは、今回施行しております条例の中の理念にもありますと

おり、全ての人の人権を守ることというのが基本的な考え方の根底にございます。そういったことで、議員おっしゃるとおり、個々の計画の個々の取り組みの中では、本日の答弁では表面的なことだけ申し上げましたけれども、例えば産業振興課であれば、農業経営の中で家族経営協定等で家庭内の取り組み、役割、そういったものの定め等々も取り組んでおりますし、決して表面的な部分だけで取り組んでいるわけではございません。そういったことでご理解をいただきたいというふうにも思っております。

ただ、議員おっしゃるとおり、本当に、ともすれば数字だけがひとり歩きして、男女共同参画率が高まったらいいように思われるところもございますので、そういった点は見誤らないような形で啓発等にも力を入れてまいりたいと思っております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

議長 それでは、2番目の公有地の有効活用及び処分等の計画と進捗状況はについての再質問ございますか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 今までも議会としては大溝地区にあった町営住宅の整理、また、前牟田地区にある旧水道配水場の管理人住宅の早期整備ということで全て整理されております。その中で、きょう答弁書になかった旧若宮広場、旧白百合母子寮跡地など、いろんな課題があると思いますが、早く整理したほうがよいと思われます。

それから、利用目的のない土地は、早期の処分が必要だと思いますので、まずは、アクアス西側用地は、現在駐車場等に、特に運動会を初めまちのいろんなイベントには欠かせない土地だとは思っております。しかし、旧役場跡地に

については、民間に配慮しての計画の見送りだと感じますが、なぜ配慮する必要があるのか、それから、近年異常気象により、現在どこでも発生する自然災害、本町においても過去の経験からすると、水害以上に台風の災害に注意が必要だと感じております。私も笹渕地区の非農用地においては、あってはならない災害時の災害廃棄物の仮置き場に必要じゃないかなと考えております。しかし、現状は、まだ残土がたくさん残っております。今の状態では利用しにくい状態ではないでしょうか。残っている残土は、国から返還される前に業者が残土処理を終えることになっておったと思います。

なぜ残されたまままちは受け取ったのか、お尋ねします。

議長 答弁を許します。益田副町長。

副町長 中島宗昭議員の質問にお答えします。

まず、民間の住宅開発に配慮したのかということでございますが、1点、民間の住宅開発が進んできたと、先ほど申しました木佐木小学校の南側の土地については、区画的に9区画ございますし、また、ミツル跡地についても二、三区画まだ区画が残っているという状況も鑑みまして、一定ちょっと見送っているという状況です。ただ、今後、有効活用の必要があるということで、住宅開発を行っていくと、分譲を行っていくという計画も必ずしもこれからのということではございません。あわせて総合的に利活用の方法については検討していきたいというふうに考えておるということでございます。状況を見ながらの判断ということでご理解をいただきたいというふうに思っております。

それと、笹渕地区の残土置き場につきましては、国からの返還時に残土については処理をしていただいておりますという状況です。現在置いております残土に

つきましては、まちの公共事業等に必要な分ということで置いておるという状況です。ですので、今、残土についても不必要なものについては処分をしながら土地を有効に活用していくということは必要ですので、今後、その点につきましても検討委員会のほうで協議をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長 公有地の有効活用及び処分等の計画と進捗状況についての３回目の質問でございますか。１２番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 笹刈地区の残土置き場になっておる、今、公共事業で使うということで置いてあるということでございますが、もし万が一、災害はいつ起きかわからない状況の中で、廃棄物を置く、堆積する場所ということで活用するところとなれば、もう少し整理しておかないと、今の状況ではなかなか厳しい面があると思います。

それから、あそこにビニールを敷いてあるのは、地域の営農組織の田植え苗箱を広げるためにしてあるんだと思いますが、そういった面もいろいろありますので、あの辺をもう少しきちんとしていただかないと、笹刈の営農組織が、個人が使ってあるから管理していただいているような感じだとは思いますが、もう少し整理をしていかないといけないと思っております。

それから、私たちのときは大木町役場があそこありましたが、それ公民館になりましたけれども、あそこも民間のあれもありますけれども、まちはまちとしての開発する中で、きちんとしてもう少しゆとりを持った宅地、そして、販売をする。もう小さく区切って何戸も建てないで、やっぱりゆっくりそこで永

住できるような区画での土地の処分ということを考えていただきたいと思います。これ、要望でございます。

議長 2点とも要望ということでよろしいですね。

中島宗昭議員 はい。

議長 それでは、3つ目の水路整備計画の進捗状況についての再質問ございますか。中島宗昭議員。

中島宗昭議員 次期事業の実施計画策定後、ヒアリング、審査会、法手続まで事業開始が令和4年度より、しかも工事開始も早く令和5年度からという見通しのようですが、この計画による集落内未整備のクリークの約何%ぐらいの事業完了が見込まれておりますか、また、その実施計画には優先順位を考慮して計画されると思いますが、その基準はどういった形でなされるのか。それから、3点目に、令和2年から4年までは県単の事業はあると思いますが、ほかの事業を活用されないのか、2年から4年までクリーク整備を活用されて事業を行われるのか、この3点をお尋ねいたします。

議長 それでは、答弁を許します。川村建設水道課長。

建設水道課長 中島宗昭議員の質問にお答えいたします。

まず、次期事業において、農村総合整備事業においてどれぐらいのボリュームの事業を今想定しているのかというお話、次の基準はどこにあるんだという

話とリンクするところもありますが、まさに今、事業をする箇所を選定している最中ですので、それが、一定県営事業ですので、県のほうでは10億円程度を目安にというふうなところもありますから、各地区によって事業費の増大がありますので、必ずしも延長がどれだけになるというのは今のところお答えすることはなかなか難しいんですが、参考までに、前回の次期事業において、先ほど答弁しましたとおり、18路線7.7キロという水路を整備しましたというお答えをいたしました。前回の1期事業においても、内容としては全て地区外の水路整備を行っておりまして、今回も地区外の水路を対象としておりますところから言いますと、おおよそ同じような路線数、整備キロ数になるのかなということはお答えできるかと思いますが、いかんせん箇所によって、路線も1路線の大きいところ、小さいところありますので、路線数等についてはまだ今のところはどのぐらいというのはちょっとお答えできませんが、ボリュームとしては、取り組み内容が前回と同じになりますので、おおよそ前回の成果を参考にいただければよろしいのかなと思っております。

次に、基準であります、基準についてはもうはっきり申し上げまして、明確に明文化しているものはありません。担当のほうで現場を見させていただいて、非常にやはり劣悪な環境にあるなというものの、整備が必要であるなというものをどうしてもピックアップせざるを得ないということになるかと思えます。地区からの要望、いわゆる自分のところの家の前の堀の環境をよくしてくれという要望はそれこそたくさんございますので、その中で、当然10億円で全てが解決するものでもありませんので、やはり現状の整備要望箇所の中で早急に整備をすべきだという総合的な判断によって優先順位というのを決めてこの10億円の枠を埋めるという形にならざるを得ないということで考えております。

それから、その他の令和5年までのいわゆる工事が無い区間においてどうい

うことを考えているのかというご質問ですが、地区外の水路と同様、地区内の水路にもやはり整備を行っていないところがございます。当然、答弁いたしましたように、多面的機能支払交付金事業において地域との協働で水路の応急措置としての木柵整備を進めるというのは大きな柱ではございますが、そのほか国費等を活用した事業ということで、地区内の水路もいずれは何らかの手を打たないと、整備を行っていない水路については、やはりのり面が崩壊しているという現状ありますので、その辺の他の国庫補助事業等を活用して町内の水路が整備できないかというところを検討しながら、そこら辺のいわゆる空白といえますか、整備がどうしても令和5年度からしか工事というのが進まないという今の見立てですので、その間にできるだけ地域の要望に応えられるような手立ては考えていきたいと思っております。

以上です。

議長　水路整備計画の進捗状況についての最後の質問でございますか。中島宗昭議員。

中島宗昭議員　昨今、災害復旧事業とかいろんなことでなされておる町が、柳川市、大川市いろいろありますけれども、そういった中で、これは名前出していいかわからないけれども、柳川市において、片側の左岸側ののり面は災害復旧事業に乗せる、右側は農村環境整備事業、県単事業、そういった形で2つ申請をして、片方通らなかったときは、両岸とも農村環境整備事業にしようと、そういったいろんな動きがあります。

大木町は、災害ではほとんど出してありません。昨年災害でされた分は、花宗太田土木組合にお願いして、事業主体が花宗太田土木組合が行っているところ

ろが 地区に1カ所あります。本会議でも北島議員からも地域のインフラ整備は地域住民の願いであると、町単独でも行ってほしいという要望が出ております。昨今の天候変動も本当に想定外が当たり前の時代でございますので、今回も相当な災害で、少しずつですが土手岸が崩れたところたくさんあるんです。それをなかなか災害に乗せないということで、区長さんたちももう前言つとったけんよかたい。またちょっとひどくなったけれどもという形でおさめてあるところがたくさんあります。

そういったことで、災害復旧工事に対しての町の考えとしては、町長、いかがでございましょうか。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 水路整備をどうするかというのは、本当に町の大きな課題であると、町の水路の総延長214キロございまして、これらの整備をしていくということで、やっぱり一定整理をしながらやっていかないと、地元の整備要望が大きいというのも重々承知をしているところでございます。災害復旧事業について、大木町はやらないというスタンスは全くございまして、当然、災害復旧で申請をして採択していただけるようなところは積極的に災害復旧事業に乗せてやっていただくと、これは、以前もこれからもスタンスとしては全く変わらないということで取り組んでまいりたいと思っております。

今の町の水路の状況、先ほど川村課長が大まかに述べましたけれども、大きく分けて一番大きな課題というか緊急性が高いのが、やっぱり集落内の水路です。先ほど川村課長が約4割程度の整備が終わって、あと6割以上が未整備だと、ここがやっぱり一番地域からの要望が大きいところで緊急性が高いものじ

やないかと。この分については、先ほど申し上げましたように、農村総合整備事業の2期事業の中でまずはこれをやると。ただ、これ、補助事業ですので、所定の手続を経る必要があって、実質的に工事が着手できるのが令和5年度からだろうというそういうような見通しでございますけれども、まず、認識としてはここが大事だというふうに考えています。

あと、地区内の小排水路もやっぱり大分劣化が進んでいると。恐らく小排水路だけで60数キロですかね、あるということで、これをどうするかということも課題としてあると。これについては、多面的機能支払交付金事業の長寿命化事業ですかね、あれがまだ町として取り組んでいないので、あれと絡めて受益者の皆さん、地域と協働してやっていくようなスキームを考えられないかということで、これ、ご存じのように、多面的機能の町1本化を今進めているところで、それにあわせて何とかやれないかということを考えているところでございます。

もう一つ、支線水路の県営事業の部分の未整備のところが残っていると。これも地域から要望が出ている分がございまして、これについてどうするかということで、これについてはもう適正化事業、起債事業がございまして、そこら辺を何とか今後、具体的に検討していかないといけないんじゃないかと、そういうような整理で今後、水路整備は進めていきたいと思っています。

あと、課長が申し上げましたように、令和5年までの間どうするのかということ。そこら辺について、今、町が持ち出しとして水路とか道路にかかっている費用、大体1億前後町の持ち出しとして毎年整備をしているわけですが、その中でとにかくやれることをやっていきたいというふうに思っているんですけれども、木柵事業はもちろん続けていきたいと思っているんですが、一つこの水路着手の間に、考え方としては、まず道路を集中的にやるということもありじ

やないかと。やっぱり水路というのにお金がかかりますから、できるだけ補助事業に乗せたいという考え方がありますので、その間、道路のほうは補助事業ございますので、道路のほうを少し優先的に、集中的にやったらどうかということも今検討しているところでございます。

いずれにしても、課長が再三申し上げましたように、地域からの非常に強い要望がたくさんあってきていると。その中で、やっぱり優先度の高いところから粛々とやっていくしかないというところで、今後とも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長　それでは、時間過ぎましたので、一言だけ許します。

中島宗昭議員　どうもありがとうございました。

そういった事業の中で、今度災害復旧事業とか、それから他団体の花宗太田土木組合とか、そういったところと連携をとって事業を進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。どうもありがとうございました。

議長　以上で、12番、中島宗昭議員の一般質問を終わります。

続いて、2番、野口裕子議員の一般質問を許します。野口裕子議員。

野口裕子議員　2番、野口裕子でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。議員になりまして2回目の質問です。よろしくお願いいたします。

今回は、前回に引き続き、保育・幼児教育の無償化の通達状況についてと心

心肺蘇生とAEDについて、い草の産地、大木町の今後の取り組みについての3項目についてご質問いたします。

まず、1. 保育・幼児教育の無償化の通達状況について。

前回6月議会で質問いたしました保育・幼児教育無償化が10月より開始となります。保育事業所、保護者向けの現在の通達状況についてお尋ねいたします。

次に、2. 心肺蘇生とAEDについて。

心肺蘇生法の救命講習実施状況とAED（自動体外式除細動器）設置状況についてお伺いいたします。

7月25日、議会議員で久留米広域消防本部の施設視察に行き、消防本部の概要、筑後地域消防指令センターの最新の高性能消防指令システム消防救急デジタル無線システムの導入により、消防車や救急車の位置、状況を常に把握し、敏速な出動体制をとることができる整備運営により、市町村の安全・安心の実現に向けた取り組みについて説明を受けてきました。そして、消防指令管制業務の現場サポートの一つに傷病者の状態を聞き取り、心肺停止が疑われる場合は口頭で心肺蘇生法の指導を行う業務についても説明がありました。電話越しでの口頭指導ということになります。心肺蘇生法やAED操作の講習、普通救命講習を受けた経験のない人が、いざというときにためらわずに心肺蘇生法を実施することは大変苦しいことと思います。

現在、町が把握されている救命講習実施状況と町内のAED設置状況についてお伺いいたします。

3. い草の産地、大木町としての今後の取り組みについて。

広報おおき8月号の3ページに子育て支援センターに畳が来た。1400年以上前から日本人の暮らしに伝わる畳。大木町はその畳（い草）の産地ですと

あります。い草の生産農家が2軒となった今、産地ですと言っていいのか疑問はありますが、大莞の莞の漢字の意味に植物の名、フトイまたはイで織ったむしろとありますから、地名の由来にあるほどい草の産地だったのでしょう。そして、い草の機能をい草の魅力として7項目紹介されています。空気の浄化、調湿性、においの軽減、難燃性、防音性、森林浴効果を挙げてあります。そして、畳には適度なクッション性、反発性が加わります。い草は、半年の生育で茎の中に複雑な天然のスポンジがつくられます。天然素材だからの特性です。子育て支援センターにここを利用者の声にも気持ちがいい、香りがいい、落ちつきます、ゴロゴロが楽しみ、安心と絶賛の声です。その畳、い草の産地としての町のこれまでの取り組みと、さらに今後の取り組みについてお伺いいたします。

議長 答弁を許します。内藤こども未来課長。

こども未来課長 2番、野口裕子議員の一般質問にお答えします。

まずは、私から、保育・幼児教育の無償化の通達状況について答弁させていただき、心肺蘇生とAEDについては総務課長が、い草の産地、大木町としての今後の取り組みについては産業振興課長が答弁いたします。

さて、幼児教育・保育の10月からの無償化の内容につきましては、6月の定例議会におきまして野口議員より一般質問をいただき、答弁いたしました。今回は、その後、制度についての施設や保護者への周知をどのように行っているかについて答弁いたします。

国におきましては、幼児教育・保育の無償化につきまして、6月に新聞各紙への広報掲載、8月からテレビCMを使った国民への周知活動を行っています。

大木町におきましても、7月、8月に事業の対象児童の保護者へ福岡県作成のチラシなどを送付し、9月には、現在までに園や子育て交流センターにおいて保護者説明会4回の開催を終えました。

また、町のホームページ及び町広報紙9月、10月号へ記事を掲載し、9月中には、10月からの保育無償化対象者、副食材料無償対象者への個別通知も予定しております。

以上のように、町から無償化の制度の周知を行うとともに、一方では、町内の園長会での進捗状況確認を行い、各園におきましても、副食材料費の実費徴収に向けた保護者への説明や徴収方法などの個別の対応が確実に進んでいるものと認識しております。

しかし、今回の保育料の無償化は大幅な制度改正となっておりますので、引き続き改正内容が保護者の皆様に十分ご理解いただけるよう、今後も丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

以上で、2番、野口裕子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長 答弁を許します。境総務課長。

総務課長 2番、野口裕子議員の一般質問、心肺蘇生とAEDについてお答えいたします。

最初に、関連があります本町の救急業務について簡単にご説明いたします。

本町の救急業務は、現在、4市2町（久留米市、小郡市、うきは市、大川市、大刀洗町、大木町）で構成いたします久留米広域市町村圏事務組合の久留米広域消防本部において業務を行っており、そのほとんどは三潨消防署が担当をしております。救急の出動件数は年々増加し、平成30年の本町への出動件数は

468件、三潁消防署管内の出動件数は1,541件で、電話を受けてから病院に到着するまでの搬送時間は平均約32分となっており、これは全国1位の富山県の平均30.5分と比較しても遜色なく、全国トップクラスを維持しております。また、電話を受けてから大木町、本町の現場に到着するまでの平均時間は約9分となっております。

しかしながら、一般的には、心臓、呼吸が停止してからの経過時間による救命の可能性は、救急車が到着するまで何もしなかった場合は5分で17%、10分で6%、15分では2%程度であるのに対し、心肺蘇生法やAEDによる電気ショックなどの応急手当をした場合は、5分で35%、10分で18%、15分で11%と救命の確率が2倍以上になることがわかっているため、その場に居合わせた人が何らかの応急手当を行うことが重要となっております。

議員ご質問の本町町民を対象とした救命講習の実施状況については、業務を担当しております三潁消防署に確認しましたところ、平成30年度においては、国のカリキュラムに準じた3時間講習で修了証が交付される普通救命講習を消防署の主催事業で3回、99人、その他各種団体の申請による出張講習で12回、328人、また、各団体のニーズに合わせ、1時間から2時間30分で行われる救命入門コース及び一般救急法で17回、491人、合計で32回、918人の方が受講をされています。

なお、三潁消防署では、本年度の主催事業を4回にふやし、さらなる受講者の拡大に努めているところでございます。

次に、本町におけるAEDの設置状況については、本日配付させていただきました大木町公共施設AED設置場所一覧のとおり、現在20の公共施設にAEDを設置しております。

また、現在設置しているAEDは、リース期間の満了に伴い、来年度に更新

を行う予定でございますので、前回から新しく開設した公共施設などについては調査を行い、増設を検討しているところでございます。

なお、町では定期的に職員等を対象とした普通救命講習を開催しており、平成30年度は3回の講座で73人の職員が受講しております。

また、大木町消防団では、久留米市消防団三潴支団、城島支団と連携し、年間3回の普通救命講習会を開催しており、平成30年度は39人の本町消防団員が受講をしております。さらに、女性消防団員は全員が応急手当普及員の資格を取得し、平成30年度は、町内で開催されました各種団体の講習会に指導員として20回、延べ50人が出動しているところでございます。

以上で、2番、野口裕子議員の一般質問に対する答弁を終わらせていただきます。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 2番、野口裕子議員の一般質問にお答えします。

3. い草の産地、大木町としての今後の取り組みについてお答えいたします。

まず、本町におけるい草の状況についてご説明申し上げます。

本町の工芸農産物のい草は、栽培、加工、織機を使っての一次製品、それを使っての二次製品加工、流通、販売と、原草栽培からい製品販売までを分業による協業により産地形成が図られてきました。高品質ない草を使っての畳表を初め伝統工芸品としての花筵（花ござ）がつくられ、高度な技術を用いて織られる掛川織は、福岡県の特産工芸品として指定されております。400年以上の伝統を誇る本町はい草は、昭和60年代まで本町の農商工業を支える重要な産物でありました。

本日配付しました資料をごらんください。

図1は、福岡県い草生産面積、生産者数の推移として3市1町でございますが、平成19年度から平成31年度までの推移をグラフにしたものでございます。平成19年度30.2ヘクタール、生産者数は39名だったものが、平成31年度には5.32ヘクタール、7人と減少をしております。

図2は、本町の生産面積などをグラフ化したものですが、昭和45年のい草生産面積341ヘクタール（収穫量3,922トン）でございますが、それをピークにその後は減少を続け、現在では1.85ヘクタールとなっております。

なお、平成31年度産のい草生産面積は、大川市で1.5ヘクタール、柳川市1.97ヘクタール、本町含めまして5.32ヘクタール、生産者数は7名となっている状況でございます。

これは、住宅様式や生活様式の変化による需要の低迷、さらに安価な輸入い草製品との競合等により、生産農家数及び栽培面積が減少する中、本町の農業の主力が菌茸類や園芸施設栽培のイチゴなどに転換されたこと、それと、生産者の高齢化、担い手不足などによるものと認識をしております。

次に、い草生産に対するこれまでの取り組み、支援として、2ページ目をごらんください。

い草面積に対する支援としましては、その時代その時代で補助事業に取り組んできておりますが、労力の省力化・効率化対策、産地育成に対する支援は平成15年度を最後に終了しているほか、花筵についても平成15年度の輸入急増対策事業を最後に支援が打ち切られています。い草製品製造卸売業者に対する支援としては、町商工会を窓口ブランド化のための事業が平成18年度から21年度にかけて実施されているほか、地産・地消の推進の観点から、平成15年度より町産量の表がえを推進するための助成事業に取り組む、現在は、住

宅改修補助事業において畳表がえに対する補助事業を行っております。

また、県においても、福岡県い草業振興協会を通じて県産ブランドの確立及び消費拡大を図る取り組みが継続して行われています。しかし、依然としてい草、畳表の価格の低迷は続いており、また、需要拡大の見通しも立っていないことなどから、い草業界を取り巻く環境は非常に厳しい状況と言えます。

今後の取り組みについてでございますが、福岡県い草業振興協会の事業の一つであります公共施設等を対象にした畳、ユニット畳の無償提供事業の活用のほか、本町独自の取り組みとして、住宅改修事業による畳がえに対する補助事業による畳表の消費喚起についても引き続き実施していくこととしております。

また、ことしの久留米町旅のイベントメニューといたしまして、畳ヨガを企画したり、野口議員からご紹介いただきました子育て支援センターでの畳の利用とセミナーの開催など、今後も機会を捉えながら、い草、畳表、花ござの消費拡大につながる支援、取り組みを行ってまいります。

い草は、本地域を豊かにした伝統的な産物であり、本町の特産でもあります。堀や粘土質土壌に合った作物で、本町を語る上で欠かすことのできないものの一つと認識しています。これまで数々の支援策を講じてまいりましたが、生産者や事業者が縮小しているのは悲しい限りでございますが、伝統ある産業としてその文化や技術をどのように残していけるのか、業界の皆様とも知恵を出し合いながら将来の方向性を探っていきたいと思っております。

以上で、2番、野口裕子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長 それでは、1番目の1点目の保育・幼児教育の無償化の通達状況についての再質問ございますか。なし。よろしいですか。

それでは、2点目の心肺蘇生とAEDについての再質問はございますか。野

口裕子議員。

野口裕子議員　救命講習実施に女性消防団が大事な役割を担っているということですね。大木町婦人会も女性ネットワークおおきの共催を受け、毎年講習会を行っています。私も昨年度より受講し、講習修了証を更新いたしました。918人のうちの1人となります。しかし、ことしの参加者は13名、そして、アクアス職員1名の受講でした。実技講習で呼吸が確認できない場合、直ちに胸骨圧迫を始め、胸の真ん中を強く、早く、絶え間なく行います。この胸の真ん中を強く、早く、絶え間なくは、腕が曲がったり、圧迫を行う方向が違ったり、力加減など、頭で考えるようにはうまくいきませんでした。それに比べAEDは、電源を入れると音声メッセージと点灯するランプで指示してくれますし、電極パットを張りつけると自動的に心電図を解析し、電気ショックを行う必要の有無を判断し、音声メッセージが流れます。

大木町では、救急車の到達時間が平均9分だと聞きました。先ほどの答弁からすると、AEDの実施による生存退院率はほぼ3倍となります。その場に居合わせた人が行う心肺蘇生がどれほど重要なことか。

AEDの設置状況ですが、役場庁舎や学校など公共施設であれば土曜・日曜・祝日は閉館している時間帯も多く、すぐそこにAEDがあっても鍵がかかった扉の向こう側となってしまう。自治体によっては、コンビニエンスストアに置かれるように推進したり、閉館時は建物の外に設置したりする工夫をされています。茨城県龍ケ崎市は、野外型AED収納ボックスを配備されています。

いかがでしょうか、このようにAED設置の改善についてのお考えをお伺いいたします。

議長 それでは、答弁を許します。境総務課長。

総務課長 2 番、野口裕子議員の再質問にお答えいたします。

まず、町が公共施設 20カ所でございますが、設置しています A E D の本来の目的でございますが、これは施設の管理者としまして、施設利用者の不測の場合の備えとして設置しているものでございます。一般的な A E D の場合は、屋外に設置することは、原則雨などに対します耐久性やいたずらなどの管理の面から多くの問題があるところでございます。現在、町が設置しております公共施設のうち、議員ご指摘のとおり、小・中学校は原則土日は閉校しております。ただ、保育園、体育館は利用があれば当然開館しておりますし、その他の公共施設でも日曜日に開館または管理人がいる施設での利用は可能でございます。

なお、今後、施設管理者と協議しまして、先ほど申し上げました防犯対策など、管理運営上、可能な施設については、軒下とか通路とか、そういった場所への移設を検討してまいりたいと思っております。

次に、A E D のコンビニ設置の件ですが、私の記憶では、近隣では柳川市消防本部さんがたしか二、三年前からコンビニ設置をされてあるというふうに記憶をしておりますが、久留米広域消防本部では、現在まで検討はされていない状況でございます。A E D の設置箇所数というものにはおのずと限界もございますし、夜間を含めて住宅での利用については、10分以内には救急車が来るということを踏まえますと、当然、A E D をとりに行くまでも時間かかりますから、やはり消防へのまずもって早急の連絡並びに心臓マッサージなど、その場でできる心肺蘇生法の習得が有効であるんじゃないかと考えております。

以上で、2番、野口裕子議員の再質問に対する答弁を終わらせていただきます。

議長　それでは、心肺蘇生とAEDについての3回目の質問でございますか。

野口裕子議員。

野口裕子議員　9月1日の大木町商工会青年部主催の堀んぴっくですが、雨の中行われましたが、昨年と変わらず250名ほどの出場者があり、堀割の町ならではの風物詩が根づいてきたと思います。その堀んぴっくでは、もしものときに備えて三潞消防署よりAEDを借り出してあります。このように、三潞消防署ではAEDを貸し出しされていますが、町内のほかのイベント等では余り借り出されていないようです。その理由を私なりに考えました。1つは、AEDを借りることができるという周知が少ないこと、2つ、三潞消防署までの道のりがちょっと遠いと思うことではないかと考えます。もしものときにこれほど命を守る大切な役割を果たすAEDの存在をもっと町民に知ってもらうためにも、スポーツクラブや育成会、社会教育などのイベントに向けて町で貸し出しできるようにするのはいかがかと考えます。借りやすくすることでAEDを知ることもふえますし、救命講習への受講へつながり、命の大切さを考える機会はふえるのではないかと思います。

町での貸し出し、この件についてお伺いいたします。

議長　それでは、答弁を許します。境総務課長。

総務課長　野口裕子議員の再質問にお答えいたします。

AEDの貸し出しに関するご質問でございますが、先ほどお話ししましたとおり、救急業務の主管というものは、久留米広域消防本部の三潯消防署において実施しているところでございますので、できるだけ二重行政を防ぐためにも、三潯消防署での貸し出しが基本であるというふうには考えております。現在、三潯消防署では、AED 1 台の貸し出しを行っており、また、一度に多くの必要性がある場合は、他の消防本部のものを借りての貸し出しも可能であるというふうに聞いておりますので、それと同時に、町内への現在の貸し出し状況を尋ねましたところ、年間 1 件程度というふうにお伺いしましたので、議員ご指摘のとおり、やはり消防署とも連携して、今後、町内町民の皆様に周知を図っていく必要があるんじゃないかというふうに思ったところでございますし、何らかの形で周知については消防署と連携して行ってまいりたいというふうに思っております。

あと、先ほどありましたように、なかなか個人では借りにくい分がありますので、やはりいろんな団体様でイベントを開催される場合がありますとか、例えば会社の社内研修でありますとか、そういったものの際にも利用していただければいいんじゃないかなとも思っております。

町での直接的な対応については、先ほどの三潯消防署のレンタルの状況を踏まえまして検討すべきではないかと思っております。ただ、町が開催しますいろんなイベント等についてのAEDの準備というものは、所管課と協議しながら前向きに検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

議長 よろしいですか。それでは、3 点目のい草の産地、大木町としての今後の取り組みについての再質問ございますか。野口裕子議員。

野口裕子議員　今後の取り組みは、経済的に大変厳しいことがあるとは思いますが。８月２２日、テレＱで放送されました二代目和風総本家で柳川市矢加部のい草染職人が取り上げられました。い草を製品化する工程には、生産農家、染め、機織り、花ござ生産、機織り用の紋紙制作者、デザイン担当、レジン加工、縫製加工と幾つもの工程を経ての製品となります。どの工程にも後継者問題を抱えていますし、そして、誰一人が欠けてもい草の製品化は困難な状況です。しかし、答弁にありましたように、昭和の大木町がい草で潤っていたことを忘れ、知らないとなっていくことはいかかなものかと思います。経済的な効果は少なくとも、今回の広報紙のい草の機能を改めて見直すすばらしい企画でした。大木町がこんなにすばらしいい草の産地であることを忘れず、伝え、町への愛着や誇りとなる、これもふるさと教育と考えます。

お茶の産地である静岡県島田市は、幼いころからお茶に親しんでもらい、茶業振興につなげていこうという考えで、学校の水道の蛇口から冷茶が出てくるそうです。今どきの住宅に和室がない、畳がないお宅は多く、今回、子育て支援センターに畳が設置され、幼子が初めて触れる感触は、はだしが気持ちがいい、踏ん張りやすいことだったでしょう。

子供たちの健やかな成長と大木町の産業であつたい草の価値をふるさと教育としてつなげる、このことについてのお考えをお伺いいたします。

議長　それでは、答弁を許します。広松産業振興課長。

広松産業振興課長　２番、野口裕子議員の質問にお答えいたします。

先ほど答弁で申しましたけれども、今後も機会を捉えながらというところで、

い草、畳表、花ござのPR及びそういった使用について、取り組みのほうを支援をしてまいりたいと思っております。ちょっと答えとはなっていないかもしれませんが、い業振興協会のほうで毎年ユニット畳とか畳についての無償提供があつてございます。これにつきまして、ちょっと手元には平成25年度分からしか持っておりませんが、町内の幼稚園、保育園、それと子育て交流センター、それと大荒、大溝のコミュニティセンター等にユニット畳がございすけれども、10畳から40畳の間でございすけれども、毎年無償提供という形で町内の施設のほうに取り入れまして、利用のほうをしているところでございます。

また、ふるさと納税の返礼品につきましても、数多くの返礼品を集いまして、平成30年度でございすけれども、商品の購入金額といたしましては200万円を少し超えるぐらいの購入金額ということになっております。

また、大木町独自で進めております住宅改修事業に伴う畳表がえにつきましては、平成31年度、今年度分でございすけれども、住宅改修事業11件申請が出ているうちの2件につきまして畳表の助成というふうになっております。このように、余り抜本的にい草業界を改善することは難しいとは思いますが、機会を捉えながら、い草、また、花筵についても支援をしていきたいというふうに考えております。

以上で答弁を終わります。

議長　それでは、い草の産地、大木町としての今後の取り組みについての最後の質問ございますか。意見ということでよろしいですか。それでは、野口裕子議員。

野口裕子議員 答弁の言葉にありましたように、大木町の伝統である産業として、文化や技術など知恵を出しながらの方向性をぜひ探っていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長 ありがとうございました。

それでは、暫時休憩をいたします。再開を 11 時 25 分といたします。

休憩	11 時 13 分
再開	11 時 25 分

議長 それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、5 番、古賀靖子議員の一般質問を許します。古賀靖子議員。

古賀靖子議員 5 番、古賀靖子でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問いたします。

今回は、ファミリー・サポート・センター事業と地域ポイント事業の 2 項目について質問いたします。

最初に、ファミリー・サポート・センター事業についてでございます。

ファミリー・サポート・センター事業については、昨年 6 月に一般質問されています。そのときの答弁では、本年度、2019 年に向けてファミリー・サ

ポート・センター事業を進めると言われていました。その後1年が経過しており、ファミリー・サポート・センター事業がどこまで進捗しているのか、改めて質問させていただきます。

まず、このファミリー・サポート・センター事業とは、小学6年生以下の児童がいる家庭に対して、育児援助を受けたい人と手助けをしたい人を会員として、会員同士が助け合う相互扶助の活動のことです。大木町は現在、久留米広域事業として久留米市のファミリー・サポート・センター事業に加入しています。

今、子育ての現場では、保護者の多様な働き方により、個別的なニーズに対応せざるを得ない状況になってきています。そのニーズとは、例えば保育園や学童保育所の開所時間前後の送迎やその後の預かり、また、休日、祝日の小学低学年を預かるなどです。そのサービスを必要としている人は多数ではありませんが、仕事を継続していくためには絶対必要なサービスです。だからこそ、必要なサービスを必要な人へ届けるための受け皿がファミリー・サポート・センター事業です。

また、この事業はサービスを提供するだけでなく、会員同士の相互扶助という人と人との温かい関係づくりを促進するものと思われます。大木町という小さな町ならではのきめ細やかな子育ての支援は、大木町が生き残るためにも必要なサービスですので、ファミリー・サポート・センター事業を迅速に促進していただきたいと思います。

そこで、ファミリー・サポート・センター事業につながるモデル事業として昨年度から始められた夏休みの学童保育所児童の早朝預かりについて、次の質問をさせていただきます。

1、夏休みの学童保育所児童の早朝預かりの昨年と今年のニーズ変化、利用

者数についてです。

2、夏休み学童保育所児童の早朝預かりの料金設定の適正について。

現状は学童開所時間前7時30分から8時まで、1回300円、2人目は半額です。

3、みまもり会員を増やすために大木町で実施した養成講座の成果についてです。

4、ファミリー・サポート・センター事業を推進する上で課題についてです。
次に、地域ポイント事業について質問いたします。

地域ポイント事業についてもことしの3月に一般質問されています。そのときは広報おおき以外の広報活動方法や役場以外での登録活動に関する質問でした。

この大木町地域ポイント事業は、ことしの4月からスタートしています。本事業につきましては、地域ポイント商品券の取扱店が増え、住民参加による協働のまちづくりと地域経済の振興に大きく寄与できるものと期待しています。ポイントカードの取得の状況は、担当課の報告によると6月末で390人、その中に私もいます。7月19日で580人、8月25日で810人と毎月増え続けています。

発行枚数が増えた要因は、集団がん検診とのことでした。集団検診を受けたとき、ポイントカードの発行ができ、さらにポイントもつくということです。この地域ポイント事業により、以前から課題として挙げられていた集団検診の受診率が上がるのは大変喜ばしいことだと思っています。それによって付与されたポイントも、8月25日時点で38万ポイントと聞いております。さらに、地域ポイントがもらえる対象事業は8月から31事業、10月から大木町出生ポイントと大木町転入ポイントの2事業が追加され、33事業となっています。

多くの住民の方にポイントカードをつくっていただき、人とお金が大木町内で循環する、大木町独自の住民協働のまちづくりへの起爆剤にさせていただきたいと思っております。また、地域ポイント事業のチラシに記載されている「参加してよし 貯めてよし 地域もよし」の三方よしのキャッチコピーのようになるように行政全体でぜひ考え続けていただきたいと思います。

この三方よしを調べたところ、近江商人の考え方がもとになっています。三方よしというのは、売り手よし、買い手よし、世間よしの3つのよしを示しており、売り手と買い手がともに満足し、また社会貢献できるのがよい商売であるということです。

大木町の地域ポイント事業が大木町独自の3つのよしになるために、次の質問をさせていただきます。

1、ポイント事業を増やすための活動について。

地域ポイントがもらえる対象事業を増やすための活動状況のことです。

2、ポイント数の付与の適正について。

事業ごとにももらえるポイント数が少ないのか、または多いのかについて。例えば担当課は違いますが、ボランティア活動事業のもみじ倶楽部の500ポイントと託児ボランティアの1,200ポイントとかなりポイントに差があるからです。

3、現在の行政事業に対してポイントを付与する仕組みから、地域住民の自主的な取り組みに対してポイントを付与することにより地域活性、地域課題に生かすような仕組みづくりの検討についてです。

以上、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、答弁を許します。内藤こども未来課長。

こども未来課長 5 番、古賀靖子議員の一般質問にお答えします。

まずは、私からファミリー・サポート・センター事業について答弁させていただき、地域ポイント事業につきましては産業振興課長が答弁いたします。

ファミリー・サポート・センター事業についてでございますが、平成30年6月議会において一般質問で答弁しました内容の進捗についてお答えします。

現在、本町は久留米広域連携中枢都市圏域内、久留米市、うきは市、大刀洗町、大木町で広域的に行っている事業、ファミリー・サポート・センターくるめに参加しています。この事業は、子育てのお手伝いをしたいみまもり会員と子育てをしてほしいおねがい会員を登録していただき、事務局が調整、紹介する相互援助活動の有償ボランティア制度となっております。子育ての多様化するニーズの受け皿としての必要性は高まっておりますが、大木町のみまもり会員登録は12人と、ここ数年同水準で推移しております。身近にみまもり会員の登録者が不足していることで交通費もかさみ、利用料金の課題もあって、大木町での利用件数は平成29年度1件、平成30年度ゼロ件という実績であり、事務局に数件の問い合わせはあるものの、利用拡大には至っていない状況でございます。

それではまず、夏休み学童保育所児童の早朝預かりの昨年と今年のニーズの変化についてお答えいたします。

夏休みの学童保育所児童の早朝預かりにつきましては、平成30年度からファミリー・サポート事業による対応がみまもり会員数確保が難しいことから、学童保育所の保護者の開所時間のニーズに柔軟に対応するため、学童保育所の指定管理者とともに協議をし、早朝預かりという形でモデル事業を実施してきました。平成30年の町内学童保育所の夏休み早朝預かり実績は、3校区学童

で延べ利用日数が44日、延べ利用人数が65人、実人数が6人でした。今年度は延べ利用日数が71日、延べ利用人数が200人、実人数が18人と増加しております。

今後はみまもり会員の登録をふやすことに努めていきたいと考えておりますが、ファミリー・サポート事業の基本となります1対1での対応で充足し切れるのか、現在の夏休み学童保育所児童の早朝預かりという形で継続はできるのか、保護者の開所時間の早朝ニーズをどのような形で充足していく方がいいのか、学童保育所の指定管理者とともに協議を重ね、検討していきたいと考えております。

次に、料金設定の適正についてお答えいたします。

現在、ファミリー・サポート・センターくるめの利用時間と利用料金につきましては、月曜から土曜日の朝7時から9時が1時間800円、9時から18時が1時間600円、18時から21時が1時間800円、また、日曜、祝日は朝7時から21時まで全て1時間800円となっております。

また、近隣市町の1人当たりの標準的な利用料は、大川市、八女市、みやま市では市の助成により1時間200円から400円、筑後市では市の助成により1時間300円から400円、柳川市、広川町は1時間600円から800円となっております。

そのような状況の中、本町のモデル事業として実施しております夏休み学童保育所児童の早朝預かりにつきましては、周辺の状況も考慮し1回300円としておりますが、今後みまもり会員が増加し、ファミリー・サポート事業での対応が可能となった場合、負担額を近隣の状況を考慮して見直すことが必要と考えており、夏休み学童保育所児童の早朝預かりを特化した事業として継続していったほうがよいのか、料金の整合性を含めて検討していきたいと考えてお

ります。

また、早朝預かりについては、有償対応の部分と開所時間前に子供がひとりで待っているケースとの線引きなどの問題もあり、安全確保についても再度保護者への理解と協力を求めていると考えております。

次に、みまもり会員をふやすために大木町で実施した養成講座の成果についてでございます。

昨年度におきましては、久留米広域連携中枢都市圏域内のファミリー・サポート・センターくるめによる会員養成講座の年間スケジュールに従い、平成31年2月開催のみまもり会員養成講座の案内を町内の子育てボランティアの研修、講座受講者やボランティア団体へ配布いたしましたが、久留米市内で合計24時間の講座という内容から、結果的に大木町からの申し込みはありませんでした。

そこで、今年度は会員の増加のため、ファミリー・サポート・センターくるめとも調整の上、10月に大木町でのみまもり会員養成講座の開催を予定しております。広報おおき9月号でお知らせしたところでございます。

今後は学童保育を利用されている保護者の方々にもご協力いただいて広く呼びかけ、多くの方に講座への参加をお願いしたいと考えております。そのことによりみまもり会員、おねがい会員の登録者をふやし、相互扶助の活性化につなげていきたいと考えております。

最後に、ファミリー・サポート・センター事業を推進する上での課題についてでございますが、久留米広域連携中枢都市圏での構成市町村担当者会議におきまして、事務局の話では、ファミリー・サポート・センター事業は24時間の講習を受けても、すぐにたくさんのみまもり会員の依頼があつておねがい会員とマッチングが成立するとは限らない面があり、一方で保育園等の保育士だ

けでなく、学童保育所の支援員等の人材も不足が報じられている状況も影響し、みまもり会員の人材が他の仕事に移られるケースなど、安定した人材の確保がなかなか難しくなっているとのことでした。また、みまもり会員の自宅だけで預かる要件を公共の施設まで広げることも課題となっておりまして。

さらに、久留米広域連携中枢都市圏でこの事業を実施していた市が単独での実施へ移行したケースもあり、今後、大木町としてみまもり会員をふやす努力を継続するとともに、このファミリー・サポート・センター事業をどのように位置づけ、どのような形で機能させていくのか、引き続き研究していく考えです。

以上で、5番、古賀靖子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 5番、古賀靖子議員の一般質問にお答えします。

まず、大木町地域ポイント事業についてご説明しますと、古賀議員が質問の中で言われましたとおり、町が実施する事業等に参加または協力いただいた方にポイントを付与し、そのポイントによって町内の店舗で使える商品券を発行するという仕組みでございます。地域ポイントというインセンティブを与えることで住民参加による協働のまちづくりをさらに推進するとともに、地域経済の振興に資することを目的としております。

それでは、①ポイント事業をふやすための活動はどうしているのかについてお答えいたします。

ことし4月にスタートした本事業につきましては、16の行政ポイント事業から始まりましたが、当初から段階的に事業を拡大し、内容を充実させていく

計画でした。住民参加の意識を高める必要がある事業やサービスを抽出していく取り組みを行ってまいっております。また、町が出資している外郭団体にも呼びかけ、順次事業枠を広げていっている状況でございます。

行政関連の事業やサービスに対するポイント拡大につきましては、実施課の担当者レベル会議で効果が見込める事業の選択と運用上の課題等を整理し、事業のボトムアップにつなげております。これにより8月から16事業を追加し、広報紙で周知したことに加え、10月からは出生、転入に係るポイント付与事業を追加する予定としております。

町が出資している外郭団体につきましても、8月より株式会社大木町健康づくり公社アクアス及びNPO法人アクアススポーツクラブの2事業者が事業に参加しており、株式会社クリエイティブおおきなどに対しましても事業参加の依頼、協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、②ポイント数の付与の適正についてお答えいたします。

ポイント数の付与につきましては、大きくは4つの区分を設けて運用しております。

1つ目は、これまで一般会計の謝金としてお支払いをしていた報償費をその額のままポイント、1,000ポイントから1,200ポイントに置きかえたものでございます。託児ボランティアなどがこれに当たります。

2つ目は、ボランティアスタッフに対する費用弁償的に設定したもので、各種事業、イベント運営スタッフに係る時間や内容などを考慮し、300から500ポイントの範囲で付与するようにしております。

3つ目は、行政サービスや行政事業への参加、利用者として5ポイントから200ポイントの範囲で付与するようにしております。

4つ目は、集団検診の受診率の向上、母子手帳アプリの導入促進など行政課

題を解消するためのインセンティブ事業として、現在は200ポイントから300ポイントの範囲で付与をしているところでございます。

地域ポイント付与額の適正化については、今後より一層慎重を期するため、関係機関で組織する管理運営協議会を立ち上げ、調整していくこととしております。

最後に、現在の行政事業に対してポイントを付与する仕組みから地域活性化、地域課題に生かすような今後の広がり、方向性についてお答えいたします。

本事業がスタートして半年ほどになりますが、町民の皆さんのご理解、ご協力をいただき、少しずつではありますが着実にWACCARDの申請登録が進んでおり、9月10日時点で1,111枚の発行となっております。また、大木町商工会におきましても、商品券が使える町内店舗の登録あっせんに迅速に対応いただき、現時点では85店舗の登録を確認しております。

今後も町民の皆様に愛着を持ってご利用いただき、さまざまな事業への参画や健康増進につながる事業を取り組んでいきたいと考えております。また、行政ポイントだけではなく、町内の事業者さんにも事業に参加していただける内容としていくため、知恵を絞っているところでございます。

今後、地域ポイントの魅力を高め、町が元気になる展開を考えてまいりたいと思いますので、議員各位の引き続きのご支援をお願いし、5番、古賀靖子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長 それでは、1点目のファミリー・サポート・センター事業についての夏休みの学童保育所児童の早期預かりの昨年と本年度のニーズの変化についての再質問ございますか。古賀靖子議員。

古賀靖子議員　夏休み早朝預かり事業の実績は、3学童で昨年は実人数6人、ことしが実人数18人と増加しているということがわかりました。今後、ますます需要、利用者がふえると思っておりますが、担当課ではどのようにお考えになっておりますでしょうか。

以上です。

議長　それでは、答弁を許します。内藤こども未来課長。

こども未来課長　5番、古賀靖子議員の再質問にお答えします。

今後の利用者の推移につきましては、女性就業率の伸びと核家族化の割合がふえており、保育所と小学校で受け入れ時間や環境の変化により、いわゆる小1の壁といわれる言葉があり、利用者の推移はふえるものと考えられます。

国から最近示されました新・放課後子ども総合プランに掲げる目標では、学童保育所のほか、学校教室を活用した放課後子供教室の両事業の連携が求められている状況にあっております。

以上でございます。

議長　夏休みの学童保育所児童の早期預かりのニーズ変化についての3回目の質問でございますか。

よろしいですね。

それでは、2点目の料金設定の適正についての再質問でございますか。

それでは、3点目のみまもり会員をふやすために大木町で実施した養成講座の成果についての再質問でございますか。古賀靖子議員。

古賀靖子議員　先ほどの答弁で、みまもり会員の養成講座に広く呼びかけ、多くの方に参加をお願いしたいと言われましたが、近隣の市町の中では、働いている人のために講座内容を柔軟にされているところもありました。大木町もみまもり会員登録をふやすためには、24時間の講座を土、日、夜の受講、または前期、後期に分けるなども考えていただけないでしょうか。

以上です。

議長　それでは、答弁を許します。内藤こども未来課長。

こども未来課長　古賀靖子議員の再質問にお答えいたします。

みまもり会員養成講座につきましては、昨年度大木町で開催できなかったため、ことし10月に開催するもので、まずは平日にみまもり会員として活動できる人材に講座を受けていただきたいと考え、企画しております。

古賀議員ご指摘の講座の柔軟な開催につきましては、今回の講座での変更ではちょっと対応できませんが、今回の状況を確認し、今後の検討課題とさせていただきます。

以上でございます。

議長　みまもり会員をふやすために大木町で実施した養成講座の成果についての3回目の質問でございますか。

それでは、4点目のファミリー・サポート・センター事業を推進する上での課題についての再質問でございますか。古賀靖子議員。

古賀靖子議員　今後、大木町としてのファミリー・サポート・センター事業

の位置づけやどのような形で機能させていくのかというのを検討されているということなので、もう少し具体的に教えていただけませんか。

以上です。

議長 答弁を許します。内藤こども未来課長。

こども未来課長 古賀靖子議員の再質問にお答えいたします。

今後の大木町としてのファミリー・サポート事業を具体的にとのご質問につきましては、まずはみまもり会員をふやすことが多様化するニーズに応えるためには絶対的に必要ではございますが、実施方法といたしましては、現在の久留米広域での事業の継続として実施することがよいのか、今後は大木町単独での事業を検討すべき内容もあるのではないかと、また、学童保育所の早朝ニーズがふえ続けるようであれば学童保育所の開所時間の変更ができないかについても検討すべきなのではないかなど、本当に必要とされるニーズに対応するのに適したファミリー・サポート事業などの形態を探っていかなければならないのではないかと考えております。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

議長 ファミリー・サポート・センター事業を推進する上での課題についての最後の質問ございますか。古賀靖子議員。

古賀靖子議員 これは要望です。回答要りません。

大木町は今まで、子育て支援に力を入れてこられました。しかし、保育料無償化により他の市町と何ら変わらなくなっています。大木町が今までのように

子育てしやすい町として魅力ある町であり続けるためには、ファミリー・サポート・センター事業はとても重要です。どうぞ迅速な対応をお願いいたします。

以上です。

議長 意見として受け取っておきます。

次に、２点目の地域ポイント事業について、①ポイント事業をふやすための活動はどうしているのかということについての再質問ございますか。古賀靖子委員。

古賀靖子議員 ポイント事業をふやすための活動の答弁で、ポイント事業実施課の担当レベル会議で効果が見込める事業の選択と運用上の課題などを整理、事業のボトムアップにつなげていますと言われましたが、現在つなげていらっしゃるはずですが。運用上の課題等を整理とは具体的にどういうことなのか教えていただけませんか。

以上です。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 ５番、古賀靖子議員の質問にお答えいたします。

先ほど答弁いたしました運用上の課題等の整理ということについてでございますが、５月３１日に実務者会議１回目を行っております。そのときにちょっと出されたもので整理しているものといまして、申請登録事務が煩雑にならないかという視点です。これは、もともと行政サービスだとか事務事業を行うに当たって、その事業を行う上で業務遂行に支障がないかという視点が１点

ございました。

2つ目といたしましては、ポイント付与に当たり、その確認をどのようにして行うか、行うことが可能であるかという視点がございます。例えば個人健診等で付与した場合のポイント付与の作業、それとその確認方法というものがやはりちょっとできにくいねというようなお話が会議の中で協議がされております。

それと3点目でございますけれども、現在実施している事務事業、行政サービスの関係におきまして、重複でのサービスの享受があるのではないかというもの。例えば補助事業とこの行政ポイントが重複でもらえるのはどうなんだというようなご意見、それと、あと類似の事業というものも存在がありますので、その辺の整合性も保つ必要があるのではないかとということで協議、議論がなされて、8月でちょっと広報でお知らせした追加分をまず先行で事業の追加としてさせていただいたところでございます。

以上でございます。

議長 ポイント事業をふやすための活動はどうしているのかについての3回目の質問でございますか。古賀靖子議員。

古賀靖子議員 健康課の課長にお願いしてよろしいでしょうか。

議長 はい。

古賀靖子議員 地域ポイントには病気予防のための参加型の事業が中心になっています。参加型のポイントだけでなく、健康増進のために努力した町民

にポイントを付与するような事業があってもいいのではないのでしょうか。例えば健診データが改善されやすい数値であらわせる体重、血圧、体脂肪などに付与される改善ポイントなどです。お願いします。

議長 ご意見、アドバイスの部分もあろうかと思いますが、田中健康課長、答弁を許します。

健康課長 5 番、古賀靖子議員のご質問にお答えします。

ポイント事業における健康ポイントが現在、予防ポイントのみの付与であり、今後、改善ポイントの付与の提案ということで受けとめさせていただきました。

まず、地域ポイントについては、健康課としてもインセンティブとして健康づくりに活用したいと、現在、集団検診受診や健康講演会参加など 8 事業を上げております。

当初案には議員提案にもありました血圧や血糖値、BMI などの健康に関するデータ改善や 6 時間以上の睡眠を 3 カ月以上続けた、1 回 30 分程度の汗をかく運動を 3 カ月続けた、ラジオ体操を 3 カ月続けた、禁煙できたなどの健康実践も検討いたしましたが、その確認方法をどうするかが課題となり、現在のところ対象事業とはなっておりません。

また、町民の方で健康棟までは来ることができないけれども、家の周りでウォーキングをされたりラジオ体操を毎週地域で行ったり、自主サークルに入って運動を実践されている方もあり、現在、そういう自立して健康増進に努めている方への対象事業がない状況です。

自治体によっては歩数をポイント事業の一つとしているところがあり、大きく 2 つのやり方があるようです。

1つは自主申告の方法、もう一つは専用の機械で歩数を確認する方法。そこではスマートフォンアプリをインストールしたり、活動量計を購入してもらい、歩数データを専用の端末で読み込む方法とがあるようです。一定設備投資などが必要であり、予防ポイントについてはどういうやり方がいいのか、もう少しお時間をいただきたいと存じます。

また現在、検診についても、カードリーダー設置の関係で集団検診の場合のみポイント付与ができますが、個別検診の付与のやり方も課題となっております。八女市でも健康ポイント事業、こういう事業があるんですが、ここでは国民健康保険や社会保険などの保険の種別にかかわらず、特定健診受診を健康ポイントの必須項目としており、特定健診を受診しないと健康ポイントをもらえないという、そういう仕組みになっております。また、町主催事業だけでなく、個人や自主サークルの取り組みもポイント対象事業にするなど、参考になる点も多々あり、例えば健康ポイントについては、今ではWACCARDだけなんですけれども、健康ポイントについては八女市がこういう台紙をつくってスタンプを押すという形にしています。それと併用するなど、今後検討の一つとして考えてまいりたいと考えています。

大木町健康ポイントを活用して町民の健康づくりに役立つことができるように検討してまいりたいと考えています。まずは住民の皆様に活用していただくことが重要でありますので、議会の皆様のご助言やご支援を賜りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で、5番、古賀靖子議員のご質問の答弁を終わります。

議長　それでは次に、ポイント数の付与の適正についての再質問ございますか。古賀靖子議員。

古賀靖子議員 ポイント数の付与の適正についての答弁で、関係機関で組織する管理運営協議会を立ち上げ、調整していくと言われましたが、管理運営協議会のメンバーと協議会の実施回数の予定を教えてください。

以上です。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 5 番、古賀靖子議員の質問にお答えいたします。

先ほど言いました管理運営協議会につきましては、7 月 1 日付で大木町地域ポイント管理運営協議会設置要綱を定めております。この中で所掌事務といたしまして、ポイント制度の普及及び啓発活動に関すること、2 つ目がポイント対象事業に関すること、3 つ目が利用取扱店の普及及び調整に関すること、4 つ目でポイントの管理及び管理システムに関すること、主にこの 4 つを事務所掌事項として協議を行うということとなっております。

組織でございますけれども、協議会につきましては委員を 10 名以内をもって組織するという事で、これについては町長が委嘱または任命ということでございます。大木町の職員、大木町の商工会、ポイント対象事業を実施する事業者、それと町長が特に必要と認める者が委員という形で組織をするということになっております。

それと、所掌事務を円滑に、また効果的に協議するために実務者会議を置くということとなっております。これについてが担当者レベル会議というふうな位置づけになるかというふうに考えております。

7 月 1 日に要綱のほうを施行させていただきましたけれども、現在までは協

議会のほうの開催はしておりません。年内に1度、そうすると年明け、新年度事業も含めてになりますので、2月の中旬までにはもう1回ということで、今年度2回を予定したいというふうに考えております。

答弁は以上でございます。

議長 ポイント数の適正化についての3回目の質問ございますか。

それでは、3点目の現在の行政事業に対してのポイントを付与する仕組みから地域活性化に生かすような今後の広がりについての再質問ございますか。古賀靖子議員。

古賀靖子議員 地方自治のポイント制については、インターネット上に成功例や失敗例などいろんな情報が掲載されています。大木町ではこれらの先進地の実践から学び、生かそうと思われることがありますでしょうか。

以上です。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 5番、古賀靖子議員の質問にお答えをいたします。

これまでの参考にした事例等についてのご質問だというふうに受けておりますけれども、平成28年度でございますけれども、地域経済循環システム調査、研究ということで九州大学と共同研究が行われておりまして、その調査報告が出ております。その中で、内容につきましては、地域ポイント制度の仕組みについて8事例を全国の市と町に分でポイントプログラム等の比較がされ、また、基本の流れということで自治体ごとのプログラムについて検証がされております。

す。

そのほか記録媒体ということで、引きかえ券だったりシールだったりスタンプだったり今回のカードのようなもの、またアプリというものも最近出てきておりますけれども、そういった記録媒体についての調査も行われております。また、ポイントプログラムということで、今、大木町は今現在行政ポイントを中心に行っておりますけれども、全国で見ますと商店だとか、あと観光施設、そういったものを加えた場合とかというのにも研究がなされております。そのほか、ポイント発行の方法だったり、あとたまったポイントの交換方法などについて調査研究がされておまして、報告書のほうが出ております。これをもとに平成29年、それと30年度のシステムの選定まで行われているというふうに承知をしております。

当面、行政ポイントが入り口でめり張りをつけて導入をしていこうというのが大木町の地域ポイントの当初の導入ではないかというふうに思っております。具体的には、行政ポイントということで健康、福祉、環境を入り口にポイント事業をまず始めまして、それから子育て、定住促進事業というような形で拡充をしていけばいいかなというふうに今、考えております。

また、今現在、始まって半年になりますので、実施課のほうにはその効果を今、測定するようにしておりますので、それを踏まえて次年度の事業、新規創設できるかどうかも含めて今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長 それでは、現在の行政事業に対してのポイントを付与する仕組みから地域活性化に生かすような今後の広がりについての最後の質問でございますか。

古賀靖子議員。

古賀靖子議員　町長にお願いしたいです。2つあります。

まず1つ目、もうトータルになりますが申しわけありません。大木町独自の子育て支援として提案です。小学校、中学校、高校の入学祝い金をポイント付与してはいかがでしょうか。特に小学校入学は子育て世代が大木町に定住するのを選択する大事な時期だと思います。検討どうぞよろしくお願いします。

それと2つ目、地域ポイント事業が成功するためには、皆さん職員の熱意が大事だと思っています。常に全職員が当事者意識を持って取り組まないところの事業は成功しないと思っています。そのことについて町長はどのようにお考えで、どのように取り組んでいかれようと思っていらっしゃるかお尋ねしたいです。

以上です。

議長　それでは、最後の2点について。境町長、答弁を許します。

境町長　5番、古賀議員の質問にお答えいたします。

この地域ポイント事業、本当に私、期待をしまして、これは絶対成功させたいと。先ほど議員言われましたけれども、三方よし。本当に実質的にそういうようなポイント事業にこれから育てていきたいと、もうそういう決意でございます。

ポイント事業を実施したその目的というか、一つの柱は、やっぱり大木町が医療費が非常に高いと。何とかして医療費を下げる、もしくは町民の皆さんに健康になってもらうということが大木町にとって非常に重要な課題でございます。そういう健康ポイントとして、ぜひ導入することでそういう効果を見込む

ということが一つ、柱としてございますし、もう一つは、地方創生の中でR E S A Sというビッグデータがございまして、国が公表しているデータがございまして大木町の地域経済循環率という、いわゆる大木町の人が稼いだお金がどれだけ地域で使われているかという、そういうような指標がございまして、それが大木町は非常に低いというのがやっぱり課題ですね。

町を活性化していく一つの柱として、やっぱり町の人が町でお金を使う仕組みをつくっていく必要がある。これはポイントだけで解決できるものじゃないんですけれども、やっぱりポイントを一つのきっかけとしてやっぱり地域内でお金を回していく、そういうようなことを少しでも推進していきたいという、そういうようなことが当初の目的であったかというふうに思っております。

ポイントシステムに関しては、議員ご指摘のようにつくったら終わりじゃ失敗します。やっぱり常に改善をしていく。そのためには、いろんなところがいろんな取り組みをやって、成功しているところも失敗しているところもありますけれども、そういう情報収集をして、それをそのままねするわけじゃないんですけれども、やっぱりそういうのを参考にして大木町独自のポイントシステムをつくり上げていくという、そういう熱意を担当者が持たなければ、議員おっしゃるとおり失敗します。それはもう本当にそういうことで、絶対成功するという意気込みでやれということは常々担当者のほうに私のほうからも言っているところでございます。

それとあと、大木町は子育てのまちで、先ほどファミサポのご質問もございました。大木町はこれまで子育てのまちとして結構定評があったけれども、今回の保育料無償化でそのインパクトがやっぱり少なくなるというのは確かなことで、やっぱり総合的に子育てをどう充実させていくのか。これまでどおり、これまでせっかく大木町は子育てのまちとしての地位があるわけですから、そ

れをやっぱり守っていく。さらにそれを磨き上げていくというか、そういうことは当然必要で、その中の一つの柱としてファミサポもあるんだと思うんですけども、プラス、やっぱり子育て支援の一つとしてポイントを活用していく。

これは10月から実施するポイント事業の中に子育てのポイントを組み込むということで、既に実施をするようにしておりますけれども、これも今度10月から始めるのがこれでもう終わりということではなくて、本当に子育ての皆さんの支援になるような、そういうようなポイント制度にしていく必要があるかなというふうに思っています。

いずれにしましてもポイント事業、ぜひ成功させたいというふうに思っていますので、私どもも全力で取り組んでいきたいと思ひますし、議会の皆様のご協力もいただきながら、とにかく効果のあるものにしていきたいということと考えておりますので、今後ともご支援、本当によろしくお願ひ申し上げます。

一応子育て支援のポイントに関しては、今後10月から多子世帯を中心にしたところのポイント付与ということで、子育て支援の一環としてそういう入学祝い金等についても今後は検討していきたいというふうに思っております。とにかくポイント制度を充実させるために、特に子育てポイントをどうするかということは今後充実させていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長　　最後、じゃ、一言だけどうぞ。何か発言したいことがあれば。古賀靖子議員。よろしいですよ。

古賀靖子議員　やはり現場は本当に大変だと思っておりますし、限られた職員の方で新しい事業に取り組まれるということで大変だと思ひますので、皆さ

ん、やっぱり議会ももちろんですけども、職員の方、町民の方、この取り組みに一層頑張って成功するようにしていきたいと思います。

以上です。

議長 以上で、古賀靖子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を13時、午後1時からいたします。

休憩	12時09分
再開	13時00分

議長 それでは、再開をいたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、益田隆一議員の一般質問を許します。益田隆一議員。

益田隆一議員 議席番号7番、益田隆一でございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。

今回は、本町における人口減少問題についてお尋ねします。

本年10月より全国で幼児教育・保育無償化が施行されます。町民にとっては大変ありがたい話になります。そして、大木町は、子育てしやすいまちとして人口減少に歯どめをきかせておりましたが、本町にもその波が押し寄せ、平成24年をピークに減少に転じております。

添付の資料は、大木町のホームページでも見ることができる本町の人口動態です。これを見ると、年々、転入より転出が明らかにふえています。流出して

いる年齢層によっては、町の将来に痛手となり得ます。この町にとどまらず転出していくということは、何らかの原因があつて転出していることだと思います。

主な原因は仕事の都合だと予想しますが、この原因を突きとめることができ、解決することができれば、町にとどまっていただけのことだと思います。単純に、町外に転出されるよりも転入してこられる方が多ければ、人口もふえます。この転出している年齢層を教えてくださいたいことと、なぜ年々転出している数字がふえているのか、執行部の見解をお尋ねします。

議長 答弁を許します。北島企画課長。

企画課長 冒頭ではございますが、本日お配りしております資料のほうをお手元のほうにご用意いただきたいと思います。

それでは7番、益田隆一議員の一般質問にお答えいたします。

総務省発表の平成30年人口推計によりますと、我が国の外国人を含む総人口は前年比26万3,000人減の約1億2,644万3,000人で、日本人人口では、前年比43万人減の約1億2,421万8,000人と8年連続で減少しております。

これを人口動態で見えますと、出生者数から死亡者数を差し引きました自然増減は、平成19年から12年連続で減少しており、転入者数から転出者数を差し引いた社会増減は、外国人が6年連続で増加し前年比16万5,000人の増、日本人におきましては2年ぶりに減少し、3,000人の減と報告されており、外国人の転入により人口減少が緩和されていることがうかがえます。

また、都道府県別の人口動態を見えますと、人口増加の8都県の中で、自

然増減、社会増減ともに増加しているのは沖縄県のみで、社会増減のみ増加しているのが福岡県を含め6都県となっております。

本日配付しております一般質問資料の1、大木町の人口動態をごらんいただきたいと思います。

本町における外国人を含む人口動態につきましては、自然増減は平成23年から平成30年までの8年連続、平均で毎年27名ずつ減少しており、社会増減も議員御指摘のとおり、平成29年を除く平成26年から30年までに平均で毎年47名ずつ減少しております。

本町の場合も、人口欄の外国人数を見ていただきますとわかりますように、外国人技能実習生の受け入れなどにより人口減少が緩和されていることがうかがわれます。

さて、ご質問の転出している年齢層についてでございますが、配付しております資料の2、年齢区分別転出入者数をごらんいただきたいと思います。

総務省の平成30年住民基本台帳人口移動報告によりますと、外国人を含め433名が転出しており、年齢区分別ではゼロ歳から9歳が47名、率で約10.9%、10歳から19歳以下が31名、7.2%、20歳から29歳以下が158名、36.5%、30歳から39歳以下が97名、22.4%、40歳から49歳以下が30名、6.9%、50歳から59歳以下が17名、3.9%、60歳以上が53名、12.2%となっており、20歳から39歳までの青壮年の移動が全体の約6割、58.9%を占めております。

次に、なぜ年々転出者数が増加しているのか、執行部の見解についてにお答えいたします。

まず、平成30年住民基本台帳人口移動報告によります近隣自治体の社会動態の状況を申し上げます。久留米市で転出超過数が247名、2.1%の減、

同じく柳川市が332人、20.3%、大川市が195名、21.5%、筑後市が163人、8.2%、広川町が95名、13.4%で、唯一大刀洗町だけが定住促進住宅の整備等により、122名の率で15.3%でございますが、転入超過となっております。

大木町の転出超過数は19名、4.6%で、近隣自治体と比較しても大きな転出超過になっていないことがわかります。

さて、ご質問に戻りますと、私どもも、今後の移住定住対策の基礎資料とするために、本年4月から、転入・転出者に対して、移住事由の調査にご協力いただいております。まだ回収サンプル数が少ないことをお断りした上で申し上げますと、就職や転職を事由とするものが50%、婚姻等が25%、住宅の取得、賃貸等の理由によるものが約17%、通学が約8%となっており、また、お手元の資料3、移動後の住所地別転出者数にありますように、久留米市や柳川市など近隣市以外への転出が約半数の51.7%であることや、近隣の久留米市や柳川市、筑後市、大川市で転出を比較してみても、いずれも本町への転入者数が上回っていることなどを考え合わせますと、転出事由の大半が遠方への通勤や通学、婚姻など生活上の物理的な環境を改善するためによるものと考えております。

いずれにしましても、議員ご指摘のとおり、転出超過を抑えることで急激な人口減少に歯どめをかけていく努力が必要であると認識しており、引き続き転入・転出者に対する移動事由調査を継続してまいっていくとともに、定住支援策や子育て支援策を拡充し、暮らしの豊かさを実感できるまちづくりを一体的に進めていかなければならないと考えております。

益田議員におかれましては、私たちの知り得ない移住・定住に関する情報もお持ちであると思いますので、今後ともご教示、ご支援をよろしくお願い申し

上げまして、7番、益田隆一議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、本町における人口減少に伴う転入、転出についての再質問はございますか。益田隆一議員。

益田隆一議員　まずは、大変驚きました。過去、私が5年前でしょうか、一般質問を始めてもう何回目ですか、30ぐらいしてきた中で執行部から添付資料が出たのは、私の記憶が正しければ初めてだと思います。今回初めてじゃないですか。企画課に限らず、産業振興課ですか、2つ資料が出たのは、こういう一般質問に対する姿勢、職務に対する姿勢が大変前向きになったのではないかなとまずはちょっと評価させていただいた上で、この資料を参考にして、私も一応資料を作成させていただきました。それをもとに、私の考えを述べさせていただきます。

皆さんにも資料をお渡ししているかと思います。傍聴の方はわかりにならないかもしれませんが、添付資料には近隣市町村で3市町、これの社会動態を調査、作成いたしました。上から、大川市、大木町、筑後市と書いてありますが、大川市に関係のある方がおられる中、大変恐縮ではございますが、上から順に大川市は圧倒的に転出が多くなっております。毎年平均して200名から300名転出のほうが多くなっております、次に大木町の順でございます。筑後市に限っては、一番下で見てわかるとおり、転入のほうが多くなっております。

この差は何なのか。大川市に至っては、国際医療福祉大学があり、毎年若年層の転入がふえているにもかかわらず、転出が上回っております。大学に行っても、卒業する時点で就職先がなく、大川市にとどまらないためという声も伺

っております。大変恐縮でございます。

一方、筑後市は、転出よりも転入が多いという事実がこの数字でわかると思いますが、高速インター、ＪＲ羽犬塚駅、新幹線の船小屋駅など交通の利便性にもすごいたけておりまして、商業分野に関しましては、皆さんご存じのとおり、４４２号線沿いのあの発展ですね。あれも目に見えてわかるとおり、大川市とは異なる部分が多くございます。

本町に至っては、個人的には日本一ちょうどいいまちと思っておりますが、その思いもむなしく、転出のほうが上回っている事実がございます。確かに本町は、大川市、筑後市に比べて企業数も少なく、雇用が大量に発生する産業も盛んではございません。農業を主体としており、新規就農を除けば本町への転入が少ないのはわかります。

その上で、若干減ってはいますが、この人口を保っているのは、子育てしやすいまち、先ほどの古賀靖子議員の一般質問でもございました。復唱になりますが、子育てしやすいまちとしての施策が間違っていない証拠だと思います。

そこへ、全国的に幼児教育・保育無償化が施行されることになりました。このことは町民にとっては大変ありがたい話でも、本町にとっては、全てがプラスにはとれないと思う部分もあります。現在でも、大木町は子育てしやすいまちとして、多くの方に理解され定着してきました。そのおかげか、人口は減少しているものの、課長がおっしゃられるとおり、周辺自治体に比べると微減で済んでおります。

そこで、新規に転入してこられた子育てされている世帯の方からも意見を聞きました。幾ら環境にいいとわかっていても、ごみの分別が大変ですと。でも、わざわざ引っ越してくる理由は、保育所も安く、子育てしやすいまちだから引っ越してきましたという意見もかなりの数、私個人的に聞いております。

子育てしやすいという理由はいろいろあると思います。学校の雰囲気がいい、田舎過ぎずちょうどいいという感じなどいろいろな理由があると思いますが、個人的な見解で申し上げますと、一番の理由は、保育料がほかの市町村よりも明らかに安いということだと思います。

何度も言いますが、隣の大川市を見てもわかるとおり、この大木町よりもさらに安く保育料を下げてきました。その大胆な政策の結果、新生児の数も実際にふえたと聞いており、人口増加に向けての先行投資だと思います。この大木町に限っては半値近い費用で保育園等に預けることができるというのは、懷事情がシビアな方であれば、居住先は本町が優先的に選ばれます。

しかし、幼児教育・保育無償化になれば、先ほどの古賀靖子議員でもありましたとおり、全国どの市町村でも全く同じ条件になり、スタートラインが同じになります。ほかよりも先行リードしてきた本町も、他の市町村と同じ位置になります。これは一番人気だった看板商品がなくなることを意味します。つまり、ほかの市町村との差別化を図らない限り、人口増加は望めないということです。

この看板商品がなくなっていることがわかっている今、本町の真の実力が試されるときであり、実力不足であれば間違いなく本町の魅力が失われ、人口の増減に必ず影響が出てくることだと思います。

そのことも含め、前回の一般質問では光回線のことで質問させていただきました。今回の議会、一月前ですか、議会日より私の一般質問を見ていただいた方から、初めてですが、直接私と話をしたいということで議会事務局にお問い合わせがありました。早速お電話したところ、あなたがおっしゃられていることは間違いないと、ぜひ光回線を進めてほしいということでございました。議会日よりを真剣に見ていただいていることに大変ありがたいという気持ちも

ありましたが、町外から大木町を見ておられる方からすると、まさにガラパゴス化しており、かなりおくられている感が否めないというところでございます。

本来、幼児教育・保育無償化というのは人口増加に追い風になるべきところが、光回線などネット環境も既におくられている本町からすれば、この無償化というのは大いなる向かい風になります。

今後、町の新たな目玉となる看板商品が出てくるのか、それともほかの市町村と相変わらず同じ現状のまま進むのか、町長の見解をお尋ねします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 益田議員のご質問にお答えしたいと思います。

本当に今、人口減少問題、これが本町だけではなくて、全国的に非常に大きな関心事になっていると。人口が減り続けることに対する不安、それは本当に住民の皆さんも抱いておられるところでございます。

議員おっしゃるとおり、今まで大木町は非常にいい人口動態というか、そういうような形で推移をしてきたということは言えるかと思えますし、その要因として、子育てしやすいまち、子育て世代に大木町に移住してきていただくという、その要因は非常に大きかったと。議員ご心配のように、保育料が無料化されるということでそのインセンティブ、そのメリットがなくなってくる。さっき言われたように、インターネットの光回線が来ていないという、そういうようなデメリットがきいてくるんじゃないかという、そういうご心配のお話、声だというふうに思っております。

本当にこの問題を考えるのは一口でこれで解決できるというものではないと思います。やっぱりいろいろ何ができるか、できることを精いっぱいやってい

くということが必要なんだろうというふうに思っていますけれども、これから人口減少、少子高齢化社会になっていくわけで、基本、大木町に安心して住み続けられる、そういうようなまちづくり、そういうコンセプトが大事なんではないかなというふうに考えています。もちろんこれまでの人口動態を維持するために、例えば子育てに関して無料化にかわる、私も総合的に本当に子育てしやすいまちという、大木町はこれまで保育料が安いということでの子育てしやすいまちという売りだったんですけれども、総合的に子育てしやすいという、そういうようなまちづくりをしていく、子育て対策をやっていく必要がある。それは先ほど古賀議員が言われたように、例えばファミサポであったりとか、入学時の支援であったりとか、どういうことができるのかということはこれからる積み重ねていく必要があると思っていますけれども、人口問題を考えていくとき——それと、光回線の問題も議員からご指摘いただいて、るる研究を進めていまして、何とか光回線の導入も進めていく光が見えてきたというか、そういうようなことも議員のおかげで進みつつあるわけなんですけれども、できるところからやっているわけなんですけれども。

ただ、単に人間をふやせばいいという考え方もちよっと違うのかなという気はしています。やはり大木町に住んでいただいて、地域の一員として地域づくりに参画をしていただけるような方にやっぱり大木町に住んでいただきたいと。大木町に住んで、何年かとりあえず子供がいるときだけ住もうとか、そういう方はいらっしゃらないかもしれませんが、そういうことじゃなくて、やっぱり地域にどっしり根づいて地域活動に参加をしていただいて、一緒にまちを盛り上げていただく、そういうような方に住んでいただけるような、そういうことも少し念頭に置いておく必要があるのかなというふうに思っております。

今まで大木町の人口動態のいいところというのは、年齢バランスがとれてい

ると。子供もそこそこ多いし、子育て世代も多いし、そういうことで高齢化率も周辺の自治体に比べると、どちらかというと安定をしているというか、県の平均レベルで推移をしていますので、そこら辺の年齢構成のバランスというのもやっぱり非常に重要なファクターかなというふうに思っています。

そういうことを考えて、大木町の人口対策を今後どう考えていくのか。これは本当に決め手があるわけじゃないので、一つ一つできること、効果のあることを積み上げていくということしかないのかなというふうに思っておるところではございます。

その中で、これまで本当に子育て支援と同時に効果があったと思われるのは、新規就農者の移住です。新規就農者の移住で、よそから大木町に来て農業をしていただいている方が28家族、合計77名。恐らく若い人たちがほとんどです。これから子育てをすると、そういう人たちが移住をされているという状況がでございます。これは非常に大きな効果があったと。これについてはもっと充実をさせていく必要があるだろうというふうに考えています。

そういうことを念頭に置きながら、今後の人口対策、もしくは町が持続的に発展できる対策を考えていくんだらうというふうに思っています。これについては本当に議会の皆さんと認識は同じだと思うんです。どうすれば、これから町が発展していけるのか、そのスタンスは同じだと思いますので、議員の皆さん方と今後いろいろ議論していきながら、本当に有効な対策を一つ一つ積み重ねていくということが肝要ではないかなというふうに考えておるところでございます。

以上で終わります。

議長　　本町における人口減少に伴う転入、転出についての3回目の質問はご

ございますか。7番、益田隆一議員。

益田隆一議員　本当に町長がおっしゃられるとおり、一口では語ることができない大変な問題でございまして、人口をふやすことが全てではないと町長の意見もございました。

本当に簡単ではないのは百も承知なんですけど、ただ、全国的に見ても、この福岡県というのは大変注目されている県でございまして。盛り上がっているのは北の福岡市周辺だけというような感じがしているのがとても悔しいと思う次第でございまして。私も同じ福岡県民として、南からも盛り上げていければと思っている次第でございまして。

何といっても、本町は一時期話題になりました消滅可能都市、たしかあの方は増田レポート、字は違うんですが、これは49.8%に当たる896自治体が消滅する可能性があると言われていた中で、この大木町はそれに該当していないと。大変これはすばらしい結果だと思います。

これは個人的な意見なんですけれども、看板商品がなくなりつつある今、何らかの人口増加を図るため、一番早く結果が出るというのは転入だと。転入を増やすことだと思います。

今回改めて調査した結果、どうやら本町は、転入してこられる方に対して、他の市町村よりも優遇されていないと。ことわざで去る者は追わず、来る者は拒まずとありますが、今のこのご時世、去る者は追って、来る者に手厚い待遇を持たさないとなかなか難しい現状ではないでしょうか。

実際に近隣市町村では、何度も出ますが大川市、筑後市、みやま市、八女市、柳川市の賃貸住宅に住まれる予定の新婚世帯、子育て世帯に対して家賃の補助金を出しております。課長が調べていただいているこの資料等にも書いてござ

います。八女市に至っては、引っ越し費用すら補助金を出しているという市もございます。周りのほとんどの市町村が手当を出している状況です。人口増加で盛り上がっている福岡市ですら子育て世帯住替え助成事業を施行し、まだまだ人口の流入を図っており、全く手を抜いておりません。

これはまた民間で例えると、ある意味、お客様のとり合いです。中小企業が何とかお客様の流出を防ぐために何らかの対策を練って、各企業ごとに生き残りをかけて差別化を図り、一生懸命に小さいながらもせっせと集めているところに、大手企業がさらに独占を狙って競争を図っていくと。その戦いの中、大木町は何の手だてもせず、お客様の流出をそのまま放置、気づいたら誰もいなくなっていたとならないように、少しでも対策を練っていかないとはいけません。

添付しております添付資料2をごらんください。

2、わかんないですね。この上に書いていますフレンズ、見えにくいですが、エリアから賃貸マンション、アパート、一戸建てを探すとございます。これは、福岡県宅地建物取引業協会が運営してございます不動産情報ネットでございます。今現在、実際にある、売買されている物件、賃貸物件の9割以上をカバーしているサイトでございます。福岡県では最も信用度の高いホームページでございます。

これは筑後エリアの賃貸物件です。きょう、今現在の件数でございます。大木町は69件でございます。これは実際に住んでいない、入居者を募集しているアパート、マンション、借家の件数になります。この69件のほかに、大木町には172軒の空き家が存在しております。今これだけの空室、空き家とも言える場所があるんです。言い方を変えれば、この69世帯の方に今すぐにでも転入できるスペースを提供できるんです。

これを見ますと、他の市町村の人口に比べると、空室の比率が高いように感

じます。例えば小郡市と比べるとほとんど変わりません。大刀洗町に比べますと約、倍、これはいかに大木町に空室があるかということがわかるかと思えます。ある意見では、アパートが建ち過ぎているという意見もあるかと思えます。

一方、この物件に対して単純に補助金が出て、大木町に転入をしていただける方が半分おられたら、35世帯の約100人近い人口がふえます。

毎度、この一般質問ではおなじみとなっております某地場大手不動産会社からの聞き込み調査によります。新婚世帯で筑後地域で引っ越し先を探している方には、賃貸住宅への補助金が決め手になるということも多いという事実がわかりました。これは実際にお客様がこの補助金のことを知っているのではなく、不動産会社の営業担当者が営業知識としてこの補助金を知っており、それを提案して契約に結びつけていると。ということは、新婚世帯に対する提案で、大木町は選択肢の中には入らないと。このあたりの地域のことを知らない方にとっては致命的なマイナスの材料になります。某不動産会社の方から言われました。保育料無償化になったがために、大木町を勧めるプラス要因がないため、選択肢から外されることになる可能性が高くなりますが、大木町として、今後大丈夫ですかと、向こうから心配の声をかけられた次第です。わかりますか、これは致命的な発言なんですよね。

それと、先ほど町長がおっしゃられました新規就農の方です、28世帯お越しになられていると言われましたが、実体験に基づく新規就農された方の話です。大木町に住まれて、ある程度の年数がたって、町外から来たにもかかわらず、この大木町に定住をしたいということで家を購入したいという方がおられ、お世話をさせていただきました。今賃貸住宅に住まわれて、ここに家を建てて定住したいと、この大木町に骨を埋めたいという方のお世話をさせていただきました。一般的な住宅ローンで融資は問題ないと思いました。しかし、実際は

本町全ての金融機関の審査は通りませんでした。金融機関は、自営業の方や農家の方に対しては、ものすごくサラリーマンよりも厳しい目線で見られます。その点、執行部の皆様は確実に融資が通ります。新規就農の方は、立ち上げのときからビニールハウスなどに多額の借金を負う形になりますので、なおさら審査の目が厳しいということでございます。ということは、よっぽど売り上げが多く経営が安定していないことには、住宅ローンは通らないということです。これは新規就農の方に対し、家を購入して定住するという夢が断たれるということになります。

このことは、今まで言ったようなことは個人情報になりますが、あらかじめ本人にも許可を得ております。その方いわく、ぜひ議会でもこの事実を話していただき、今後のことに役に立てていただきたいというお願いでございました。結果、その方は、無事家を購入することができました。これは私のおかげも若干あるかもしれません。今後、役場にもこのような相談が必ず来ると思います。かなりハードルが高いことをあらかじめ申し上げておきます。新規就農の方に空き家を購入して、一番いいような形になりますよね。それが実はかなり難しいということが、今回のことで、私の実体験でわかりました。

新規就農に限らず、他の市町村から転入してこられる方で、大木町に一生住み続けるための定住をすぐに決断される方はなかなかいないのではないかと思います。個人的な意見ですが、まずはお試しとして数年は仮にこの大木町に住んでいただいて、町長のおっしゃられるこのまちの本当のよさをわかっていただくためにも体験してもらわないといけないと。それにはまず、あいている賃貸住宅や空き家等に住んでいただくことが必要ではないかと思います。

本町は住んでいる町民に対しては、いろいろ住宅手当等の手当がございいますが、転入してこられる方に対しては補助する手当がほとんどないように思いま

す。このままあぐらをかいていると、大木町のイメージが、ごみの分別で大変手間がかかるとっておっしゃられる方からすると、わざわざ転入してくる人がふえるでしょうか。まずは賃貸で大木町を体験していただいて、大木町のよさを理解し、定住してもらうための家を購入してもらうと、最終的には。そういう流れがシンプルで間違いないかと思います。

そのためにも、入り口となる賃貸住宅への補助金等を検討すべきだと思いますが、町長の意見をお伺いしたいと思います。

議長 それでは、答弁を許します。境町長。

境町長 益田議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回、議員のご尽力により無事空き家を購入されたということで、そのお話を聞いて、とりあえずほっとしているところでございます。

そういう不動産関係の方の動きということに関しましては、なかなか私どももそういう生の声を聞く機会を今まで持っておりませんでしたし、実際どういう状況になっているかというのが十分把握できなかったというのは率直に認めるところでございます。

定住対策、特にほかの自治体でも一生懸命そういうような支援策をされているということでございまして、大木町として、どのような支援策をするのが効果的なのか、そこら辺については早速検討させていただきたいというふうに考えております。

できれば子育て支援あたりと絡めた形での定住対策が、うちの特徴としては打ち出しやすいのかなと。とにかく定住されてくる方全てをとということではなくて、例えば言われたように、新婚であるとか子供をお持ちの方であるとか、

そういう方たちにそういうような支援ができるというようなことを考えるということが有効かなというふうに、今ちょっと考えたところであります。そこら辺については早速検討をさせていただきたいというふうに思っております。

いずれにしても、周辺の自治体においては、こういう定住対策等についてはとにかく一生懸命やられているというところに関しては、本町においても、そこら辺について十分認識をして努力を怠らないようにする、そういうことが非常に重要なということを再認識させられたところでございます。

あわせて、移住窓口、特に空き家とかそういうところの活用、先ほど言われたように、空き家を購入されるとき例えば融資に関するご相談とか、そういうことも含めて、移住窓口の一本化というか、やっぱり職業から、住むところから、そういうところまで相談を受けてお世話できるような、そういうような仕組みが必要じゃないかということは常々考えておったところではございます。

特にその中で、大木町の空き家に関しても、危険空き家対策というのは一定進んでいますけれども、使える空き家をどう活用していくかについてはなかなか遅々として進まないという状況もございますので、そういうところと組み合わせ考えていかないといけないのかなというふうに今感じたところでございます。

ただやっぱりなかなか難しい課題とかも多くて、一足飛びにすぐあしたからやりますというようなことにはなりませんけれども、今回の議員のご指摘を受けとめて、とにかく私どもとしてもしっかりやっていきたいというふうに考えております。人口対策に関しては考え方もいろいろあって、今後、当然人口減少社会が訪れる中での対策というのは非常に重要になってきて、今後のまちづくりの方向性と合致したところでやっていかないと。ちぐはぐな対策をとっていてもいけないので、そういうところはしっかり考えていきたいというふう

に思っております。

以上でございます。

議長　一応規定の質問数は終わりましたが、若干時間が残っておりますので一問だけどうぞ、よろしいですよ。

益田隆一議員　しっかり用意しております。

議長　質問を許します。益田隆一議員。

益田隆一議員　先ほど町長がおっしゃられている窓口の一本化、そういう形であったり、先ほど私が申し上げたような賃貸住宅に対する手当等を検討いただいて、提案したとおり補助金が出たとしても、広報紙等に広告を出して、それだけでは私は不十分だと思います。

もし私が大木町の担当大臣なら、まず、不動産屋に対して営業をかけます。ほかの市町村に比べ、本町に住んでメリットとなるよさを伝えるツールを作成して不動産屋さんにアピールして、どうぞ大木町を勧めてくださいということを伝えていきます。

何度も言うようですが、執行部を批判するつもりはありませんが、このことに限らず、町民に対して、有利で有益な助成や手当等情報などは積極的にアピールしていないようにまだ感じる場合がございます。ただ広報紙に載せておけばいいやと、回覧版に流しておけばいいやと、こちらから一方通行ではなく、本当に窓口で町民に対してきちっとした説明ができているのか、これは甚だ疑問です。ちょうど1年前ぐらいにも同じようなことを申し上げましたが、余計

なお世話と言われるぐらいの積極的なアピールをしないことには、町民には理解できないと思いますし、それが本来の行政サービスだと思っております。ぜひとも、町の発展につなげていただきたいと要望しまして、一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

議長　それでは要望として、執行部はしっかりと捉えていただきたいと思います。

以上で、7番、益田隆一議員の一般質問を終わります。

続いて、3番、原田勝議員の一般質問を許します。原田勝議員。

原田勝議員　ただいま議長より許可を得ましたので、議席番号3番、原田勝が一般質問を行います。

学校トイレの改修について、それと、まずICTの意味ですが、ICTは、
I n f o r m a t i o n a n d C o m m u n i c a t i o n T e c h n o l o g y、日本語では一般に情報通信技術と訳されます。

学校トイレの改修については、今までも文教厚生常任委員会の代表質問等で行っています。前向きな答弁をもらっていたが、改めて確認したいと思います。以下の進捗状況は、改修する時期、改修の内容、改修水準等、単に和式を洋式にかえるだけか。

学校のICT環境の更新について。ICTの活用によって、教育、医療、介護、福祉などの公共分野への貢献が期待されています。具体的には、総務省が施行するICTふるさと元気事業や文部科学省の学校ICT環境整備事業などがあります。これらのICT事業により、地域の人材育成、雇用の創出、地域

サービスの向上を図ることが施策の目的である。そこで今年度、パソコン関連のリブレース交換を予定しているが、その概要は。文部科学省はこのたび、新時代の学び方策を取りまとめているが、その内容に沿った環境整備が必要ではないか。

以上です。

議長 それでは、答弁を許します。野田学校教育課長。

学校教育課長兼生涯学習課長 3 番、原田勝議員の一般質問にお答えいたします。

1 点目の学校トイレの改修する時期についてお答えいたします。

現在の各小・中学校校舎におけるトイレの洋式化率は、大溝小学校が 53%、木佐木小学校が 37%、大莞小学校 35%、大木中学校 57%となっております。

当初の改修計画では、大溝小学校と木佐木小学校については令和 2 年度に、大莞小学校は令和 4 年度をめどに行う予定の校舎大規模改修に合わせて、それぞれ改修することとしておりましたが、平成 30 年 12 月 14 日に閣議決定された防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策において、災害時の避難所としての役割を果たす学校施設のトイレ整備が対象になったことに伴い、この緊急対策事業を活用することを前提に進めていくこととしております。

緊急対策事業は、通常の学校施設環境改善交付金の補助率 3 分の 1 に加えて、町負担分（3 分の 2）の全額を地方債として充当することができるとともに、その元利償還金の 50%を交付税に措置されるということで、財政面において大変有利に事業を行うことができることになっています。したがって、大莞小

学校の改修についても前倒しをして、3小学校一緒に行いたいと考えております。

現在、この対策事業に応募している段階で、来年の5月ごろには採択の可否が通知される予定ですので、その採択決定を受けて具体的に着手していきたいと考えております。

次に改修する内容についてですが、せっかく改修するのであれば、整備費用が過大にならないように配慮しつつ、子供たちに気持ちよく利用してもらえるように明るく清潔な空間を目指したいところです。今後、長い年月にわたり使用していくことを踏まえれば、和式便器を洋式便器に取りかえるほか、においの軽減を初め、雑菌の繁殖や清掃の際の節水にメリットがある乾式の床への改修、非接触式の手洗い器などに取りかえるところあたりまで改修できればと考えております。

続きまして、学校のICT環境を更新するに当たり、今年度予定しているコンピュータ関連機器のリプレースの概要についてお答えいたします。

各小・中学校のICT環境は、平成25年10月に校務用PC、教育用PC及びサーバー、プリンター等の周辺機器を一斉に更新しており、平成30年9月に5カ年のリース期間を満了しております。現在は再リース期間となっております。

リプレースの検討については、昨年度、各学校長及び担当教諭で構成する学校教育コンピュータ導入機種選定委員会を3回開催し、リプレースの内容を協議いたしました。今後行うリプレースの方針については、令和2年4月からの新学習指導要領におけるプログラミング教育が実施されることを踏まえ、それに対応した教科指導におけるICT活用を推進するため、タブレットPC及び無線LAN環境を新たに導入し、情報教育環境の充実を図ることとしておりま

す。

具体的な内容としては、小学校においては、パソコン室のデスクトップPCをタブレットPCに変更し、台数を20台から30台（1クラス分）にふやし、中学校においては、台数は現状の40台のままで、デスクトップPCをタブレットPCに変更する予定です。

また、各小・中学校の全ての教室にはLAN配線を整備しておりますので、持ち運びができる無線LANアクセスポイントを5教室程度整備する予定です。

また、学校ごとにサーバーを設置しておりましたが、今回の更新において、センター化もしくはクラウド化し、セキュリティーの強化及びデータ集中管理による業務の効率化を図ることとしております。

次に、文科省が示した新時代の学びを支える先端技術活用推進方策に沿った環境整備が必要ではないかについてですが、この推進方策は、新時代の学びを支える先端技術のフル活用に向け、誰ひとり取り残すことのない公正に個別最適化された学びを実現すべく、新時代に求められる教育のあり方や教育現場でのICT環境を基盤とした先端技術や教育ビッグデータを活用する意義と課題について整理するとともに、今後の取り組み方策を取りまとめたものです。

これによると、不登校等の理由によって他の子供とともに学習することが困難な子供の増加を初め、発達障害の可能性のある子供や特定分野に特異な才能を持つ子供、さらに日本語指導が必要な在留外国人の子供など、多様化が進む子供たちに対して、来るべきSociety 5.0時代において求められる能力を備えておくためには、現行の学校ICT環境では不十分であり、早急な充実が必要であると指摘するとともに、もはや学校のICT環境は、その導入が学習に効果的であるかどうかを議論する段階ではなく、鉛筆やノート等の文房具と同様に教育現場において不可欠なものとなっていることを強く意識する必要がある

るとしております。

文科省が策定した教育のＩＣＴ化に向けた環境整備５か年計画では、２０２２年（令和４年度）の整備目標を教育用コンピューター１台当たりの児童・生徒数は３クラスに１クラス分程度、普通教室の無線ＬＡＮ整備率は１００％としております。今回のリプレースの整備内容案は、現段階においてはその水準に達していません。

文科省が全ての教室を高速かつ大容量の通信ネットワークの整備を推進するため、その費用を来年度予算に要求するなど、学校のＩＣＴ環境整備を加速させる新たな動きなどもあり、最新情報の収集に努めながら、学校の実態を踏まえて効果的な環境整備の内容をしっかりと検討していきたいと考えております。

以上で、３番、原田勝議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、まず１点目の学校トイレの改修についての再質問はございますか。３番、原田勝議員。

原田勝議員　改修に当たっては、子供たちが使用するものであることから、子供たちの意見を取り入れる必要があるのではないかと考えますが、その点、どう考えていますか。

議長　答弁を許します。野田学校教育課長。

学校教育課長兼生涯学習課長　ご質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、日常的に使用するのは子供たちでございますので、できる限り意見を取り入れていきたいというふうには考えております。できるな

らば、ワークショップなど検討とか議論をするプロセスを設けて、限られた条件とか予算、そういったものを踏まえて、自分たちで整備の内容、そういった優先順位をつけたり、最近LGBTなどの性の多様性、そういったものについても配慮するなど、実社会に結びつけるようないわば市民教育、そういったものにつながる、そういった意味では取り組みば別の意味でもあるんじゃないかというふうには思っております。ただ、学校現場のほうも多忙を極めておりますので、現実にはできるかどうかについては、学校ともしっかり協議していきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、子供たちについては日々成長しておりますし、1年1年学校を巣立っておりますので、一日も早い改修、改善に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長 学校トイレの改修について、3回目の質問はございますか。3番、原田勝議員。

原田勝議員 これは質問というよりかは要望事項になりますけれども、今後、学校プールを初め、学校給食センターなど学校施設の老朽化が懸念されます。長期的な視点に立って計画的に改修を行っていただいて、子供たちにとって安心して安全な学校環境の整備に努めていただくことをお願いし、最後に一言述べさせていただきます。教育委員会等関係の皆様におかれましては、いろいろとご苦勞なされたと思います。その活動に敬意を表します。

以上です。

議長　それでは、次に学校のＩＣＴ環境の更新について再質問はございますか。３番、原田勝委員。

原田勝議員　学校ＩＣＴ環境の更新についての再質問になります。

学力の高い自治体ほど人口増加の傾向が見られるみたいです。例としては埼玉県戸田市が平成の大合併の折、周辺自治体との合併構想に参加しないと決断しました。そのため、さいたま市、川口市、東京都北区といった大規模自治体に囲まれる中で、同市が埋没してしまうことに危機感を抱かれたそうです。そこで、市の魅力を打ち出そうと市長と教育長が連携し、教育日本一を掲げ、ＩＣＴ教育や英語教育等、強力的に推進したとのこと。その結果、２０１５年、国勢調査でもトップクラスの人口増加率を示す自治体となっています。

そのような先進自治体に倣い、ＩＣＴ環境のよさを売りに教育力も向上させ、シティープロモーション、地方活性化しているところもあるが、本町ではどう考えていますか、町長に質問です。

議長　答弁を許します。境町長。

境町長　３番、原田議員のご質問にお答えいたします。

先ほど戸田市の先進事例のご紹介をいただきまして、本当にＩＣＴに限らず、いろんな先進事例、そういうものに積極的に学んでいく、その姿勢はやっぱり絶対必要だと。やっぱり全国のいろんな取り組みに、そういう情報にアンテナを張って、それをどう大木町に生かしていけるのか、そこら辺について、やっぱり私たち役場職員一人一人がプロとして、どう町をよくするかという立場でそういう情報を集めて、大木町に導入したほうがいいものは積極的に導入して

いくという、そういうような基本的なスタンスがまず大事だろうと思いますし、戸田市の場合はそういうような事例であるというふうに考えております。

戸田市の場合、議員ご指摘のように、ＩＣＴ関係で学校情報化ランキングが２０１６年で埼玉県で１位というような実績を残されていて、具体的にはいろんな取り組み、プレゼンテーション大会であるとか、プログラミング教育だとか、そういう取り組みをされていると。そういうＩＣＴ環境をまず整える。国が言うから、そういう環境を整えるというスタンスではなくて、積極的に子供たちの学びの創造に必要なＩＣＴ環境を整えていくという、そういうスタンスで先行してやられている事例だろうというふうに思っています。

そういう意味で、本当に単にハードを整えればいいということではなくて、やっぱりそういう活動とハードをうまくマッチングさせていく。どちらかというとソフトに必要なハードを、必要に応じたハードを整えていくという、そういうスタンスだろうというふうに思っていますし、そういう事例については本当に積極的に学んでいく必要があるんじゃないかなということで、今回、議員のご質問のことで教えていただいたというふうに考えております。

とにかく地域活性化、地方活性化ということで、先ほどから益田議員、るるほかの議員さん方も、どうまちを活性化させればいいのかということで、いろんな角度でご質問をいただいていると。大木町がその中でどのような取り組みをやっていくのか、それについては原田議員の質問も踏まえて、本当にできることを取り組んでいきたいというふうには考えているところでございます。

教育関係の状況、本当は教育長さんのほうでお答えしていただくほうがいいと思うんですけれども、教育関係の皆さんのご尽力のおかげで、平成３１年度の全国学力・学習状況調査結果というのが出ていまして、資料をいただいているんですけれども、大木町の小学校、中学校とも、福岡県よりも随分教育のレ

ベルは高いと。平均点数が国語、算数、中学校の国語、数学、英語において、福岡県、全国の平均よりも随分高いという、そういうことで非常に教育の状況というか、それまで教育環境を整えて、そういう教育の充実を図ってきていた部分ではそういうような結果が出ているというところもあわせてご報告をしておきたいというふうに考えております。

そういうことで、今回の原田議員のご指摘に関しては見習えるところはぜひ見習っていくということで、答弁にかえさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長 学校のＩＣＴ環境の更新について、最後の質問はございますか。３番、原田勝委員。

原田勝議員 これは質問というか、答弁は求めませんので要望事項ですが、今、特に若い世代、小学校、中学校、高等学校、大学生等若い世代がスマホ老眼の予備軍になっているみたいなんです。特に教育委員会等、各学校に指導していただきたいと思います。

スマホ老眼の予防策が大ざっぱに言えば５つあって、ブルーライト、ＬＥＤをカットして使う。例えばスマホにフィルムを張るとか、または２番目に朝は太陽の光を浴びる、３番目に緑黄色野菜を食べる、４番目は目が疲れたら目を温める、最後に自分が好きな音楽を聞く。

以上で、３番、原田勝の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長　　以上で、3番、原田勝議員の一般質問を終わります。

　　暫時休憩をいたします。再開を2時15分といたします。

休憩　　　　　14時05分

再開　　　　　14時15分

議長　　それでは、再開をいたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

　　続いて、1番、馬場高志議員の一般質問を許します。馬場高志議員。

馬場高志議員　　1番、馬場高志です。議長より許可をもらいましたので、一般質問をさせていただきます。

　　今回、2つ質問を準備しております。1つ、観光事業への第一歩。2つ目、さらなる行政改革の必要性はないか。この2つになります。

　　まず、1つ目の観光事業への第一歩についてお尋ねいたします。

　　町内に歴史や自然な観光地が乏しい中、第5次大木町総合計画にある観光・交流の振興を望むのなら、やはり国際的に通用するようなイベントを生み出す必要があり、まち一番のユニークなイベントである堀んぴっくの集客をもっと国際化させるためには、学生や外国の方に参加してもらい、その口コミを広めていくしかないと思います。個人的に商工会青年部の方々と、今回、ブラックバスとかヘラブナの釣り大会をやったらどうですかという話を協議させていただいた中で、商工会を中心とした各事業所の方々の熱意を強く感じる事ができました。まだまだ伸びしろがあるイベントだと思っております。

話は変わりますが、9月11日に、フィリピン・マニラの70万都市であるパラニャケ市議団5名ほどが大木町に表敬訪問に来られました。その際に堀んぴっくの実施映像を見てもらいました。後に大木町の訪問の様子と堀んぴっくの様子を編集して、市議の方々のSNSで拡散してもらい、知名度アップを狙おうと思っております。産業交流だけでなく、観光マーケティングとしても十分価値のある国際交流につながる姉妹提携都市を先方は希望しております。協定の締結後は、今後、大木町からの視察団を招待するときに、ホテル代とか食事代、視察費用等を先方の公費で出費ができるということだそうです。

確かに、湾岸都市と農村では規模の差が大き過ぎますが、産業や人材の交流は可能です。今回の視察で町内のある事業所のフィリピン代理店を設立したいという市議もいらっしゃり、現在は輸送方法などを協議しているところであります。ドアを開けないと未来は描けないと思っているのですが、町長のお考えは。

2つ目の質問に移らせてもらいます。

さらなる行政改革の必要性はないかについてお尋ねいたします。

8月21日に役場にて、長瀬氏より「人口減少時代の地域政策のあり方」という題目で講演を受けました。その2日前にも同じ題目で、福岡県内の市町村議員を集めて講演が福岡市のほうであったので、また同じような内容を聞くのかなと思っていたんですが、こちらは具体的な施策やアドバイスがあり、つくづく参加してよかったと思っております。

印象に残ったことは、まちづくり総合計画は誰も見てないので意味がない。校区ごとの計画を立て、それを総合計画としてまとめよう。それと、財政が厳しくなるので優先度の低い補助金や既得権はなくせ、でした。

校区での政策計画については、前回の一般質問で企画課長の答弁にもあるよ

うに、スタートを切ったということです、その進行が楽しみなところです。

さて、補助金に関しては、これまでに補助金検討委員会の議論も踏まえ、見直しをされてきたと聞いております。しかし、前回の見直しから相当の期間も経て、現状に合わなくなっている補助金もあるように感じられるが、今後、どのような行財政改革を進めていく予定か。

以上です。

議長 それでは答弁を許します。境町長。

境町長 1 番、馬場高志議員の一般質問にお答えいたします。

観光事業への第一歩についてでございますけれども、大木町第5次総合計画基本計画、第4章「豊かで活力に満ちた元気産業の町」において、3番、観光・交流の振興ということで掲げさせていただいております。主に道の駅を拠点に観光・交流の振興を進めるということにしておりますけれども、道の駅においては、農業祭りであるとか、堀んぴっくであるとか、各種イベントを開催しておりますし、隣接した体験型農園における収穫体験の実施を行うなど、道の駅直売所、レストランと連携した観光・交流事業ということで、これまでのまちの交流人口の拡大に大きく貢献してきておると思っております。

また、おおき循環センター「くるるん」には、国内外からの視察者が、平成19年から30年までの累計で3万1,900人余りとなっております、本町の観光・交流の振興に大きく寄与してまいりました。第5次総合計画に掲げる観光・交流の第一歩という意味では、踏み出せたのではないかなというふうに考えております。

議員ご指摘のように、中でも堀んぴっくに関しましては、本町の特徴を生か

した、ほかの地域では見られないイベントでございまして、ユニークな、まだまだ伸びしろのあるイベントではないかというふうに考えております。

堀んぴっくは、これまで8回開催をされ、ことしも9月1日、小雨の中ではございましたけれども、予定されたプログラムを予定どおり進められ、盛会のうちに終えることができました。

このイベントは、本町の貴重な資源でもあります堀割を生かし、趣向を凝らした水上競技のゾーンと、道の駅の広場においてステージイベントが盛りだくさん行われていまして、大変にぎわいのある、まちを代表するお祭りに成長いたしております。大木町商工会青年部の皆さんが主催し、企画から準備、運営までお世話いただいておりますけれども、まちの年中行事としてまさに定着をいたしております。

議員ご指摘のように、堀んぴっくは、町民の暮らしに密着した堀割を生かしたイベントということでありまして、堀割をもっと観光資源として生かせないかという議員のご提案は、今後ともぜひ検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、議員のご紹介により、さきの9月11日、フィリピン・パラニャーケ市から議長を含む5人の市議団の皆様が大木町を表敬訪問されました。訪問団の皆様には、大木町の文化や環境・農業・産業に触れていただき、有意義な交流ができたのではないかと考えております。この間の議員のご尽力には感謝申し上げます。

さて、先方が姉妹都市協定を希望されているということでございますけれども、姉妹都市協定の締結に関しては幾つかの経路を経る必要がございますので、パラニャーケ市との姉妹都市協定の具体的な現況は今のところ控えさせていただきますけれども、私の考えとしては、海外とのさまざまな交流に関しては積

極的に進めてまいりたいというふうに考えております。まずはお互いの地域を理解し、交流を深める中で、お互いに姉妹都市協定を結ぶことに合意した段階で手続に入るものだと、手続を進めるものだというふうに理解をいたしております。

本町におきましても、これまで海外との交流は積極的に進めてまいりましたが、姉妹都市協定の締結まで至った事例はございません。

また、本町では、海外交流の窓口といたしましては、一般社団法人ひしのみ国際交流センターがございますので、当センターとも協議・連携しながら、さらなる国際交流を推進していきたいというふうに考えております。

次に、さらなる行財政改革の必要性はないかについてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の補助金の見直しの件についてでございますけれども、平成18年6月に有識者による補助金検討委員会を設置いたしまして、国県や広域自治体に関係し、町単独では見直しが困難なものを除く67件が審査の対象となりました。その結果として、縮減すべきものと判定された補助金等34件、廃止すべきものとして判定されました補助金等は33件ございました。おおむね提言に基づき縮減や廃止がなされてまいりましたが、縮減や廃止が適切でないと判断した補助金等については、その効果を検証しながら、必要なものについては継続をいたしております。

補助金等に関しましては、その交付が適切であるかどうか、補助金の趣旨に合った活動がなされているかどうか、毎年予算査定時において交付担当課から詳細に聞き取り、継続的な交付の必要性については毎年検証しているところでございます。まちの補助金などが地域活動や各種団体の活動を支え、協働のまちづくりに大きく貢献している側面もございますし、一律に補助金等を削減

したり廃止したりすることは今のところ考えておりませんが、補助金の公益性、有効性、効果などの評価をきちんとマニュアル化して、補助金の額や交付の妥当性については定期的に見直すことが必要でございますし、さらに住民と行政の協働によるまちづくりを推進するために、地域活動を支援するための枠組みを新たに創設することも考えていかないといけないのではないかというふうに思っております。

さて、今後どのような行財政改革を進める予定かについて、私の考え方を述べさせていただきますと、これから訪れる本格的な人口減少・少子高齢化社会は、これまでの自治体経営の常識では乗り切れないと考えております。行財政改革という枠組みを超えた自治体経営システムの改革を実行していかなければならないというふうに考えております。それは一方では行財政改革を含む行政システムの改革でありますし、もう一方では地域の自立を促し、地域自治組織を確立することであろうかというふうに考えております。これらが車の両輪として、まちの持続的な発展を支える原動力になるものだと考えております。困難な課題も多いかと思いますが、議会の皆さんと協議しながら、早期に持続的な自治体経営システムの構築を図りたいと考えておりますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

以上で、1番、馬場高志議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長 観光事業への第一歩に対する再質問はございますか。馬場高志議員。

馬場高志議員 海外交流として推進していただけるとのことで、大変うれしく思っております。ただ、今回においても、小さいことではあるんですけども、大木町のバスを利用できないときに、できない日、夜の食事等含めて、ワ

ゴン車両のレンタルや、自己所有の空き家を無償提供とか、そこそこ出費もかかりました。

本町においては、政治活動費の条例もなく、議員が提案したことに対して動く分に関しては全て自己出費となっております。改めて、実際の表敬訪問の日、またその後の連絡等で、パラニャーケ市のほうより、町長以下、今回お世話になった方々へ厚くお礼と、向こうのほうの訪問の招待を正式に受けております。

ただ、今の状態の協定がないという状況だと、先方も公費で受け入れのときにホテル代とか食費等を出費できないので、私はマニラに家があるので、ちょっとその辺は浮かせるんですけれども、3泊4日で行ったとしても、10万ほどの自己出費がかかるのではないかと考えております。パラニャーケ市を、3人か、ちょっと希望者、どのくらい行きたい方がいるかわかんないんであれですけれども、6人以下ぐらいの人数で訪問したいとは思っているのですが、都市農村交流事業とか、国際交流センターとか、そういった枠組みの中なのか、それ以外なのか、ちょっと私わからないんですけれども、そういった中でどうか少しでもサポートをしていただけませんかでしょうか。

以上です。

議長 それでは答弁を許します。境町長。

境町長 1番、馬場議員のご質問にお答えいたします。

今回、パラニャーケ市からの市議団の皆様のご訪問に関しては、馬場議員に本当に、私的に大変ご尽力をいただいたと。先ほどのお話からもそういうことで、大変感謝を申し上げます。

海外交流をどう進めていくかということで、馬場議員も触れられましたけれ

ども、窓口として、ひしのみ国際交流センター、財団法人がございまして、そちらのほうでそういう交流のための一定の予算等もございますので、まちの国際交流の窓口としてのセンター、ひしのみセンターを通じた交流が一番スムーズではないかなというふうには感じているところでございます。

あと、姉妹都市協定に関しまして、姉妹都市協定を結ぶということに関しては、首長同士のそういう、協定書といいますか、提携書といいますか、そういうのが必要でございますので、当然、先方さんの首長さんのそういうようなご承諾も必要ですし、こちらの承諾も必要で、当然予算等も伴いますので、姉妹都市協定ということになってくると、定期的な交流とかそういうのが前提になってきますので、予算等も必要になってくるので、当然議会のご承認等も必要になってくるだろうというふうに思っております。

いずれにしても、姉妹都市協定に入る場合に、やっぱり民間段階での一定の交流を重ねた上で、お互いに姉妹都市協定を結んでやっていこうという、そういう段階において、やっぱり姉妹都市協定という形で結ぶべきではないかなと。姉妹都市協定を結ぶということは、本当に定期的に、お互いそこと一緒にやっていくということが、お互いウィン・ウィンの関係になれるということが確認できた上での手続だと思っておりますので、そういうことで進めていくべきものではないかなというふうに考えております。

あと、そのお世話等については、先ほど申し上げましたように、基本的にはひしのみ国際交流センターを窓口として、そういうような対応についてはやっていくような形で考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 観光事業への第一歩、3点目の質問でございますか。1番、馬場高志議

員。

馬場高志議員　ありがとうございます。いきなりこんなことを言っても難しいところがあると思いますので、少しずつ国際交流センターの方々とも、なるべくコミュニケーションをとるようにして、話が進めていければと思っております。

話が少しずれてしまいましたので、観光産業という話を戻してみたいと思います。

全く別の話になっちゃうんですけども、最近、観光産業の、私の知る範囲の中でいうと、温泉地でのタトゥーの入場拒否が結構問題になっている、もうかなり前からそういう話を聞いております。年配者の経営が多い旅館ではなかなか理解していただけないようですが、東京では外国人ニーズに応えようと自治体が規制撤廃を進めていますし、別府でも外国人観光客集客に積極的な旅館など一部が、なかなかまとまんない協会や組合での話とは別に、自主撤廃しているところもあります。

ちなみに、観光庁が、ちょっと古い情報なんですけれども、2015年10月に行った入れ墨、タトゥーがある方に対する入浴拒否アンケートが参考になるかと思います。この調査結果は、全国のホテル・旅館、約3,800の施設に調査票を送付、約600施設、15%ぐらいからの回答をもとに作成されております。これらの調査によると、入湯拒否をしている施設が約56%、お断りをしていない施設が約31%、シール等で隠す等の条件つきで許可を指定している施設が約13%。つまり、およそ7割ぐらいの宿泊施設が入湯を拒否していることになっております。

といっても、別の、実際にホームページなどで公に受け入れを公開されてい

るようなところは、タトゥースポットというタトゥーを受け入れする温泉のポータルサイトがありまして、そちらのほうの情報によりますと、2016年7月で全国平均で0.86%しか受け入れをしていない状態です。

また、2015年のザ・ハリスポールというアメリカの調査会社によると、体のどこかにタトゥー、入れ墨を入れている人の割合は年々ふえており、アメリカ国民全体で2008年は14%、2022年だと21%、2015年だと29%まで伸びております。また、2005年の調査を年代別に見ると、18歳から24歳までが35%、25歳から29歳で42%、30代は55%に及び、2人に1人が体のどこかに1つ以上のタトゥーが入っております。特に比較的若い年代での普及率が高く、また女性での普及も伸びている状況であります。

うちの民泊のお客様で温泉へ行きたい方も結構いらっしゃるので、アクアスとか大川温泉を案内しておりますが、ほとんど誰かしらタトゥーのある方が家族なりカップルでいらっしゃるなので、ほとんどが大川温泉のほうに、家族風呂があるんで行かれております。少しでも本気で観光産業を盛り上げ、特に海外の方も含めて盛り上げたいのであれば、アクアスは、外国人パスポートの保持者に対しては、タトゥーがあっても温泉やジムの利用を認めるべきかと思っております。今、競争がない分、たったそれだけで、マーケティングさえうまくできれば、海外観光客は来ると思っております。わざわざ箱やツアーなんかをつくらなくても、そのニッチなマーケットで集客ができるのではないかと思っております。マーケティングのお手伝い等は喜んでいたしますので、ぜひご検討いただけませんかでしょうか、町長のほうにお伺いいたします。

以上です。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 馬場議員のご質問にお答えいたします。

本当、タトゥーの件に関しては、やっぱり日本の文化というか、日本人の認識というか、それと外国の方々の認識というか、そういうのがひょっとしたらまだ随分乖離しているのかもしれないということで、やっぱり客商売をされているところに関しては、そういうような取り扱いをされているところが多いのかなというふうに感じたところでございます。これに関して、そのよしあしについては、ちょっと私のほうからの言及は避けさせていただきたいと思います。

ただ、馬場議員がおっしゃったように、外国でそういうタトゥーの方が一般的になりつつある中で、例えばアクアスで、外国人パスポートを持っておる方に関して入館を認めたらどうかというようなご指摘でございます。それはそれでひとつ検討の余地はあるのかなというふうに思っております。

ただ、多分今、アクアスのほうは、恐らくタトゥー、入れ墨はお断りしますという張り紙かなんかしているんじゃないかと思うんですけども、外国人の方だけ認めて、じゃあ日本人はだめなのかというような議論も逆に出てくる可能性もありますので、本当そういう世界的な感覚がもっと日本の中に定着をして交流がスムーズに進むという、そういう方向に行っていただくことを願うわけでございますけれども、そういうこともございますので、議員のご指摘、ご提案については、そういうことでアクアスのほうにも伝えて、検討はさせてまいりたいというふうに思います。具体的なお提案をいただきましてありがとうございます。

これから、そういう海外の方のインバンドの皆さんが多く来ていただくということは、本町にとっての観光産業にとってもメリットのあることですので、

できることについては積極的に取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

議長　それでは、次のさらなる行財政改革の必要性はないかについての再質問でございますか。1番、馬場高志議員。

馬場高志議員　さっきの答弁の中で、新たな補助金の創設も考えられているという話をいただいたんですが、町外の新規就農者の方々より、主要3つの農作が軌道に乗った後に、新しい果物や農作物にチャレンジをしたくても、なかなか補助金が出ない。申請しても難しかったりとかいうのがあって、消極的にならざるを得ないという声をいただいております。県の補助金制度以外にも、大木町の実際の現状に合った補助金の設定が若い農家への将来のために必要だと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

以上です。

議長　それでは、答弁を許します。境町長。

境町長　馬場議員のご質問にお答えいたします。

町にとって新規就農、特に若い新規就農者を育てるということは非常に重要な課題だというふうに認識をしております。馬場議員ご指摘のように、新たな農産物の栽培等に挑戦をされる、そのときに一つ、もう一步後押しが欲しいということだろうと思うので、そういうことについては、本当に具体的に検討してまいりたいというふうに思っています。

ただ、補助金に関しては、やっぱりこれ、垂れ流しはいけないので、多分補助金についての検証というのはしっかりしていかなといかんのだろうと。それともう一つ、補助金について、例えば3年なら3年という期限を切って、それで期限つきでそういう補助金というのは考えていく必要があるんじゃないだろうか。もちろん必要であれば、延長ということも考える必要がありますけれども、そういうことを踏まえて、やっぱり補助金がどんどん垂れ流しの拡大するということにならないように、かつ、そういう必要なところに関してはやっぱり行政として後押しをしていくということもしっかり考えてまいりたいというふうに思っておりますので、具体的にいろいろそういう事例があったら、ぜひご提案をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

議長　最後に、更なる行財政改革の必要性はないかについて、3回目の質問あります。1番、馬場高志議員。

馬場高志議員　ぜひ新規就農者が長く滞在できるような、新しい農業に対しても補助金なり何かをぜひ検討していただければと思います。

こういったことを細かく聞かないといけないというのが、正直、議会や全協とかで報告を受ける以外ではなかなか情報が今とりにくいと個人的には感じております。もちろん、大木町の役場のフェイスブックページとか、各広報紙等に目は通してはいるんですが、どちらかというと、役場求人とか避難所設置状況といった、住民が知りたいというよりは、町の方が住民に知ってほしいといった情報がメインで上がっているのではないかと個人的には感じております。

例えば、8月28日の豪雨のとき、当日の状況報告がなく、ニュースやネッ

ト上の個人の情報をもとに自分自身の安全を予測、自分自身も被害がどうなっているのか予測していたこともありました。こういう情報は1週間後とか1カ月後ではちょっと余り意味がないかと思います。

例えば、久留米市長個人のフェイスブックのほうで28日に移動ポンプ車の出動の様子とか、冠水の写真を投稿され、その2日後に、ふるさと納税を使い返礼品なしの災害寄附を募る広告をされておりました。こうした今の情報を公開していただければ、私たち議員としても細かいことを聞く必要がなくなりまし、課題をもっと住民全体で知ることができるのではないかと考えております。

久留米市の場合は、市長が個人的に個人のアカウントで告知をされているのですが、当大木町町長として、そういったSNS等での素早い情報公開についてどうお考えか、ご意見をお願いいたします。

以上です。

議長　　よろしいですか、町長。それでは、答弁を許します。境町長。

境町長　　情報の発信についてのご質問で、ちょっとご質問の通告の趣旨と違うかもしれませんが、答弁させていただきたいと思います。

馬場議員おっしゃるように、情報提供は非常に重要だというふうに私も認識はしております。やっぱりこっちから必要な情報はどんどん出していく。かつ、町民が求めているような情報を取得しやすいようにしなければならないというご指摘だと思います。

町としては現在のところ、ホームページ、フェイスブック、ツイッター等で情報を提供しておるというところでございますけれども、そのフォロワー数と

か、登録されている方がどれくらいおられるのかとか、そういうようなところもあるかと思います。

私個人に関しましても、フェイスブックのアカウントは持っていますけれども、余りまだ利用はしていないという状況でございますので、個人的にもそういう首長としての情報発信は、もう少ししっかりしていくようにせんといかんなというところで感じたところでございます。

町としてはそういうような形で、SNSでの発信等はしていますけれども、まだまだ十分住民の皆さんにそういうアカウントとか、登録とかされていない部分があるかと思うので、そういう部分については積極的に住民の皆さんに届くような形で情報発信についてはやっていきたいというふうに思っております。本当に情報発信は大事なことだということはもうちゃんと認識はしておりますので、今後ともいろいろまたご支援のほうよろしくお願いしたいと思っております。

議長 それでは、全ての再質問も終わりましたが、一言だけ、何か発言したいことがあれば許可をしたいと思いますが、馬場議員。

馬場高志議員 話題がいっぱい飛んでしまって、答えるほうもなかなか大変だったと思います。すみません。次回からちょっと絞るように質問をつくっていきたいかと思っております。今回は答弁ありがとうございました。

議長 以上で、1番、馬場高志議員の一般質問を終わります。

それでは最後に、11番、小畠裕司議員の一般質問を許します。小畠裕司議員。

小島裕司議員 11番、小島でございます。議長の許可を受けましたので、質問させていただきたいと思います。

地域防災計画についてお尋ねしたいと思います。

まずは、先日から豪雨災害により被災された方々へ心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

今回は地域防災計画と自主防災組織についてですが、質問の内容がですね、非常に似通った質問でございますので、前後するかもしれませんが、最初にお断りしておきます。お許してください。

さて、本町においても、先日から豪雨災害が発生いたしました。50年に一度と言われた水害が昨年に続き、本年は1カ月足らずの間に2度も水害に見舞われました。ここで本町における、防災の対応についてお尋ねいたします。

大木町地域防災計画の中で、計画の第1節、目的・性格等、第2節、防災関係機関の事務又は事務の大綱が上げられています。この中で、公共機関、公共的団体、防災上重要な施設管理者への情報伝達及び業務大綱があります。今回の災害では適切に行われていたのか、また、防災計画の中で、災害予防が掲げてありますが、適切に行われたのかをお尋ねいたします。

続いて、自主防災組織についてお尋ねいたします。

町では、各行政区に自主防災組織という組織が立ち上がっていることと思いますが、組織がない行政区はあるのでしょうか。

この中で各行政区に防災本部を置くことになっているところもあると思います。ほとんどが公民館、コミュニティセンターになっているのではないのでしょうか。避難場所を兼ねた防災本部まで行く道路が水没によって遮断されているところも確認いたしました。道路が遮断されていては役割を果たすことはでき

ないと思います。

ここで、きょう添付資料をつけております。資料１、２、３、写真を添付しておりますので、ごらんいただいてよろしいでしょうか。

まず、資料１のほうです。写真を添付しております。地域名が入っていて非常にちょっと申しわけないと思っておりましたが、ここは公民館、もう非常に海の状態なのかなと思っております。

それから、資料２のほう、これは、災害のときに私が見回ったときなんですけれども、３０分たつともう道路の境界線がわからないような状態になってきております。

それからもう一つ、資料３のほうがありますけれども、これ孤立した陸の孤島というような言い方が正しいのかどうかわかりませんが、道も全くないように逃げるすべがないというような状況かと思っております。

こういったものを見ながら、今後の対策を伺いたいと思います。また、今回の豪雨災害での活動がうまく機能し、住民の助け合いの精神に基づき、防災・減災活動が行われたのか検証する必要があるのではないのでしょうか。

以上２つお尋ねいたします。

議長　それでは、答弁を許します。境総務課長。

総務課長　１１番、小畠裕司議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、今回の豪雨災害において地域防災計画に定めます情報伝達及び業務並びに災害予防が適切に行われたのかについてお答えいたします。

大木町地域防災計画では、議員ご指摘のように、第１章、総論、第２節、防災関係機関の事務又は業務の大綱で、町、県、消防、警察を初めとする公共機

関、それから公共的団体、防災上重要な施設の管理者がそれぞれ処理すべき事務、業務を定め、第２章で災害予防に関する計画を定めております。

それでは、８月２８日の豪雨災害について、２７日から２８日にかけての気象情報、雨量及び山ノ井川の水位の状況から説明をしたいと思います。

２７日朝４時ごろから降り始めた雨により、福岡管区気象台は、その日の午後８時、２０時ですね、２０時４５分に洪水注意報を、翌２８日の未明の３時２７分に洪水警報を、さらに５時５０分には大雨特別警報を発表いたしました。また、三潴消防署の雨量計によりますと、２８日の１時ごろから４時ごろまでの降水量は２４２ミリで、雨量のピークは３時から８時までの５時間、２１６ミリを記録し、時間雨量は早朝６時から７時までの１時間に６６ミリを記録しております。

また、山ノ井川の十間橋の水位は、４時以降に上流の雨量の影響を受け急激に上昇し、５時には３メートル７０センチの氾濫危険水位を超え、６時に４メートル２４センチ、７時には４メートル４３センチに達し、６時３８分ごろ、福岡地区の正原橋下流から、７時８分ごろに十間橋東側から、７時３０分ごろには笹刈地区において溢水が始まっております。その後、雨は小康状態となりましたが、上部の雨量の影響を受け水位は、１２時に４メートル６８センチのピークに達し、その後減少に転じております。

次に、風水害応急対策に関する計画を踏まえました町の対応について説明いたします。

今回の対応では、８月２８日の早朝３時２７分に洪水警報が発令され、総務課職員が登庁し警戒待機体制をとり、河川の水位、水門の開閉状況及び降雨の情報収集に努めていたところ、４時以降に河川の水位が急激に上昇したため、４時５０分に管理職を主とする災害警戒本部・第１配備体制をとり、水防法に

基づきます要支援者施設への水位情報の通知や避難準備・高齢者等避難開始に向けた自主避難所開設等を検討している中で、山ノ井川の水位が危険氾濫水位の3メートル70センチに達し、さらに水位が上昇していることから、5時12分に大角、福土、笹渕、前牟田地区に避難準備・高齢者等避難開始を発令し、子育て交流センター及び総合体育館を自主避難所として開設するとともに、職員や消防団による対象地区への巡回広報及び河川の巡視等を開始いたしました。その後、花宗川の水位の上昇により、5時38分には係長クラスを招集します第2配備体制に拡大し、また大雨特別警報が発令されたことにより、6時3分には全職員を招集する災害対策本部・第3配備体制に拡大いたしました。

この間、花宗川の水位も上昇を続け、氾濫危険水位の2メートル76センチに達し、さらに水位が上昇していることから、朝6時10分に蛭池、侍島、上木佐木、上牟田口、奥牟田、筏溝地区に避難準備・高齢者等避難開始を発令し、さらに、山ノ井川や花宗川からの溢水が確認されたため、6時57分に避難準備・高齢者等避難開始発令地区に対して避難勧告を発令いたしました。また、あわせて大溝小学校体育館及び大莞小学校体育館を避難所として開設するとともに、町道や橋梁の冠水箇所の交通規制、消防団による土のう積み並びに増水した河川に近づかないよう防災無線放送などを実施いたしました。

その後、8時以降は雨が小康状態となり、14時55分に大雨特別警報が解除され、花宗川の水位も低下したことから、15時に花宗川の避難勧告を解除し、また、18時17分には洪水警報が解除されたことから、18時27分に山ノ井川の避難勧告を解除し、また冠水箇所の交通規制についても夕方までに全て解除いたしました。

翌29日は、被害調査班を編成し、家屋や倉庫への浸水被害調査を行い、その後は災害応急対策として、30日から9月1日までの3日間で、災害ごみの

特別収集及び9月3日に家屋や倉庫に浸水被害を受けて、希望のあった52世帯に対する消石灰の配布を実施いたしました。

なお、自主避難所及び避難所への避難は28日9時の38世帯81人をピークに、翌29日8時30分までに全員が帰宅をされました。

以上のことから、今回の豪雨災害に対する町の対応については、地域防災計画の配備基準に基づき職員を招集し、必要な災害業務を実施しており、また、町民に対する避難等の情報伝達につきましても、避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき、避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告を発令するとともに、町ホームページに放送内容を掲示するなど実施していることから、おおむね適切な対応ができているものと考えております。

続きまして、自主防災組織についてお答えいたします。

本町の自主防災組織は、行政区ごとに設置することを基本に、公民館がまわっており、福間、それから笹刈、それから侍島の3地区は公民館単位で設置され、全ての行政区において自主防災会が組織をされています。また、それぞれの自主防災会では、活動方針が作成され、その地区の公民館やコミュニティセンターを活動の拠点となる防災本部と位置づけられています。

しかしながら、防災本部をその地区の1次避難所とするかどうかは、地域ごとに防災本部の構造及び避難路となる道路や水路等の状況が異なるため、それぞれの自主防災会で判断をされているところでございます。

議員ご指摘のとおり、今回の豪雨災害を含め地区の防災本部周辺の道路が冠水し通行できなくなる状況があることは認知しており、局部的な道路改良で対応できる箇所については今後検証していきたいと思っておりますが、現在冠水している道路、構造物を全体的に高めることには多額の費用を必要とし、また、町全域が平均標高4メートルから4.5メートルの低平地で、縦横に網羅しま

すクリークの本来の目的が用水の貯留であるということを踏まえたと、一定以上の降水量がある場合の道路冠水は防ぎようがないものと考えております。

このため、避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告等が発令された場合は、道路が冠水する前に地区の防災本部や町が開設します自主避難所及び指定避難所に避難をしていただき、道路が冠水した後や夜間等避難することが危険と思われる場合は、自宅や近所の2階などに垂直避難をしていただきたいと思いますっております。

なお、現在、豪雨等に町民が危険回避の参考とするために、冠水で通行止めや通行することが危険になる恐れの高い道路を図示します町内道路冠水警戒マップの作成を検討しているところでございます。

次に、今回の豪雨災害での自主防災会活動についてのご質問ですが、今回の豪雨は前日までに大きな前兆がなく、しかも未明から早朝にかけての短時間での集中豪雨によるものであり、安全性を確保した上で活動していただく必要がある自主防災会の活動は困難であり、現実活動された自主防災会はなかったものと思われます。

なお、本町では、避難勧告が発令した場合は自身の避難行動をとっていただく必要があるため、自主防災会の活動を一旦終了するよう指導しているところでございます。

本町では自主防災組織の組織率は100%ではございますが、ほとんどの自主防災会で、区長が会長を、班長・組長が役員を兼務されている組織体制となっているため、役員の継続性や他の地域活動との兼ね合いなどで活発な活動ができていない自主防災会が多いと思われますので、現在不在となっております防災専門員を任用しまして、自主防災会の育成・強化に必要な助言や指導を行いますとともに、地域防災のリーダーとなり得ます防災士の育成、それから消

防団経験者や、防災・減災に関連しますいろんな土木や、看護師さんとか、福祉施設とか福祉関係とかいろんなさまざまな地域の職種の人の活用など、防災人材の育成強化を支援していく必要があると考えておりますが、自主防災会は地域の自主的な団体であるため、団体と協議を行い、できるところから取り組んでいく所存でございます。

以上で、１１番、小島裕司議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、１点目の地域防災計画についての再質問でございますか。１１番、小島裕司議員。

小島裕司議員　防災計画に基づいた行動で、おおむね適切に対応できたとの回答で、素晴らしい対応かと思います。ただ、気になる点がありますので、再質問させていただきたいと思います。

７時ぐらいに避難準備・高齢者等避難開始発令地区に避難勧告を発令とありました。どのような方法で対象者に伝達されたのか、また、その中で避難された方は何名ぐらいおられたのかをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長　答弁を許します。境総務課長。

総務課長　１１番、小島裕司議員の再質問にお答えいたします。

今回の集中豪雨に伴います避難勧告の伝達方法についてでございますが、MCA防災無線の屋外拡声器及び配布しております戸別受信機で、避難勧告発令の放送を行いますとともに、民間の携帯電話会社でありますエリアメール、そ

れから県の防災メールで情報を発信し、また、町のホームページに発令したことを掲載いたしました。

また、当時消防団が、消防車両による事前に発令しました避難準備情報の広報を行っていたため、7時過ぎからは避難勧告発令に切りかえて広報を行っていただきました。

次に、今回の豪雨で避難された人数ですが、午前7時の段階で10世帯17人が避難されており、避難勧告発令後の午前9時に38世帯81人と最大となっております。

ただ、避難勧告により避難された人数については、詳細について把握をしておりません。

以上で、小島議員の再質問に対する答弁を終わらせていただきます。

議長 それでは、地域防災計画について3回目の質問ございますか。11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 ありがとうございます。

先ほどの総務課長の答弁の中で、避難の情報なり伝達をJアラートですかね、それから、エリアメールとかでやりました。それから防災ラジオですか、防災無線でやりましたと。

防災無線というのは、高齢者の方々一人一人にお配りされているのでしょうか。それからあと、避難をしてくださいという放送が鳴りますが、この豪雨の中、多分窓を締め切っているので、ほとんどの方が聞こえていらないんじゃないかと思っております。伝達方法としては非常に何かちょっと難しいのかなと。本来なら福祉課長に聞かなきゃいけないんでしょうけれども、ここ

で振っちゃうと福祉課長がちょっと後ではらくかもしれないので、あえて振りませんが、地域防災計画の中でも、お年寄り、高齢者、いわゆるお年寄りなので、この方々をどう逃がすかと、どう助けるかというのが一番重要なポイントじゃないかと。防災というのは災害を防ぐという話なんで、災害が起きてからの対応ではなく、災害が起きる前に対応するものが防災ではないかと個人的には考えております。

また、地域防災計画の中でも計画の修正で、町の情勢を勘案して毎年検討を加える必要があると認めたときには速やかに計画を修正するという項目が防災計画の中にあるかと思います。これは、平成30年度2月に地域防災計画、変更されてあります。これと含めて水防計画も含めて、計画の変更を見直されたのか、また、これ30年の2月ですので、それ以降に水害が発生しております。じゃ、31年度、それから令和元年度についての地域防災計画の見直しがあったのか、もしくはする予定があるのか、そこをお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 それでは、答弁を許します。境総務課長。

総務課長 小畠議員の再質問にお答えいたします。

まず、避難準備情報、避難勧告等の発令の方法でございます。議員ご指摘のように、近年、非常に災害が大きくなりまして、また各家庭の家もいろんなところなのか、防火、気密の関係で遮断の性能がよくなっておる関係で、なかなか放送というのが聞こえにくい状況にあるということが言われております。そのために、防災無線放送のみでなくて、できるだけ多くの手段で町民の方に伝える方法をとるようにということで、国からの通知等も出ているところでござい

ます。

本町では先ほど申しましたような、災害にもいろんなケースがございますので、基本となるものはMCA防災行政無線による屋外拡声機による放送でございます。それと、現在、戸別受信機については各防災関係の団体、議員さんを初め、職員幹部それから消防団、それから各福祉施設でありますとか児童福祉施設でありますとか、そういった区長さん方、自主防災会でありますとかそういった災害関連の団体、それと、あとは福祉課のほうで取りまとめております避難に支援が必要な要支援者の方の中で希望されている方について配布をしているところでございます。

戸別受信機につきましては、何月の議会だったかちょっと詳細に覚えておりませんが、益田議員のほうからも質問をいただいて、高齢者の情報伝達について、今後、戸別受信機の整備を検討していきたいということで答弁しておったところでございますが、本年、予算の確保を承認していただきまして、現在75歳以上の高齢者のみで構成されます世帯に対して、希望される世帯に対して整備をするために450台の購入に向かって、入札が終わってしまして現在手続を進めているような状況でございます。

あとは、そういった屋外拡声器ではなかなか聞き取れない状況がある中では、今やはり携帯電話が非常に普及しております。やはり高齢者の方でも元気な方は結構携帯電話をお持ちの方もいらっしゃいますので、先ほど申しましたように、民間の携帯でありますけれどもエリアメール、それから、できるだけ登録をしていただきたいということで、いつも何かの際に登録をお願いしたり、広報でも周知しておりますが、防災メールへの登録、そうしたものをお願いしてより情報を的確にこちらからも発信していきたいし、また、つかんでいただきたいというふうに思っておるところでございます。

それとあわせまして最後は、これはなかなか人力というか人海戦術になりますので、そのときのやはり状況でありますとかによって若干変わってまいりますが、やはり役場の職員でありますとか、消防団によります車両広報、こちらもうやはり非常に、できます場合は有効な手段であるというふうに思っておりますので、こういった複数の手段を用いまして情報の伝達に今後も努めてまいりたいと思っております。

それから、地域防災計画の改定、それから水防計画の見直し等のご質問でございます。

地域防災計画につきましては、毎年、やはり近年大きな災害が全国各地で頻発をしております。それぞれ、災害が発生するたびに、やっぱり新たな課題というものが、そういうものは検証の中で見出されてまいりますので、そういったものを国のほうがまず検証いたしまして、検証の結果を、国が定めております防災計画の中に反映させると。それを受けて、上位計画でありますので、県のほうが福岡県の地域防災計画を改定され、それを受けて大木町がそういった災害全般に対する見直しを行いますとともに、これはまた大木町は大木町独自のそれぞれ職員体制でありますとか地域特性などが違いますので、大木町だけでやはり検討して見直す部分もございますので、基本的にはそういったことがありますから、毎年見直しをするということを前提に考えております。ただ、どうしても見直しするに当たっては、一定県の事前協議でありますとか時間がかかる部分がございますので、そこは国・県の検証等の時期に合わせて実施するというようにしております。

水防計画にしても同じことです。水防計画については、地域防災計画の下位の計画となりますが、柳川県土整備事務所の上位計画に合わせまして見直しをしているところでございます。

以上で、小畠議員の再質問に対する答弁を終わらせていただきます。

議長　それでは、次の自主防災組織についての再質問ございますか。小畠裕司議員。

小畠裕司議員　私、４５分で通告書を出していたかと思うんですけども、いつの間にか３０分で切り上げろということで、あと４分ほどしかありませんけれども、ちょっとばばっといきたいと思っております。

２回目、課長の答弁の中で町内の道路冠水警戒マップの作成の検討とありましたが、マップづくりはさほど特殊な機材を用いるものでもなく、マップづくりを外注ではなく町民の方々への聞き取り調査で、その地域独自のマップ作成ができるのではないのでしょうか。

続いて、自主防災組織の活動ですが、災害が発生してから、自分自身の避難を優先させるため活動を終了すると言われておりますが、昨今のニュース等で高い確率で災害発生が予測できているかと思います。予測ができるのであれば、自主防災組織を活用し、いち早く、無駄になるかもしれませんが、避難行動に移すべきではないのでしょうか。また、住民の助け合い精神、共助を育成し地域コミュニティを活性化させるべきではないのでしょうか。

避難するところで、ほとんどが公民館や地域コミュニティセンターの活用が見込まれます。先日からの水害では３０分ほどで道路が冠水し避難ができません。ライフラインの断絶がなかったものの、停電が１週間も続けば熱中症などの心配など命にかかわるようなこともあり得ると思います。高齢者避難を行うにも近くて人が集まりやすいところ、地域公民館など、避難が適切ではないかと思っております。

ここでもう一つ資料をつけております。資料4をごらんください。

これが町が指定されてある避難場所の町の地図でございます。町内全体でこれだけしか避難場所がありません。ほとんど木佐木地区に集中しています。木佐木よりか大溝が人数が多いのかなと思っておりますが、木佐木地区に集中しているのかなと思っております。

今回の水害、昨年の水害では大溝地区に集中しています。山ノ井川のかさ上げが5年後に完成の予定と聞いておりますが、毎年水害があるのではないのでしょうか。歩いて避難できるよう道路全体をかさ上げするには多額の費用を要するのは理解できますが、せめて歩ける程度の路側帯や側溝のかさ上げを、公民館など優先順位を決めて行うことが大切なのではないのでしょうか。ご意見をお聞かせいただきたいと思います。

議長 時間は延長しても結構ですので。それでは答弁を許します。境総務課長。

総務課長 それでは、小畠議員の再質問にお答えします。

まず、現在作成を検討しております町内道路冠水警戒マップについてでございますが、これについて、議員ご指摘のとおりだと考えておるところでございます。近年の集中豪雨により冠水した道路のうちに通行が危険であると判断した道路を基本に、あと職員でありますとか消防団及び冠水した地域の区長さんなどへの聞き取り調査を行いまして、自主制作することを想定しているところでございます。

現在は、マップを活用するに当たってその汎用を踏まえたところで、ベースとなる地図を選定するために、近隣自治体の調査等を始めたところでございます。

す。

次に、自主防災組織の活用と避難行動についてのお尋ねでございますが、現在、台風災害など事前に一定の予測ができる場合は、できるだけ夜間の避難等を避けるために、自主防災会にも早期の情報の伝達に努めているところでございますが、集中豪雨などの水害に関する予測については、近隣でいいますと筑後川とか矢部川あたりの国・県が直轄管理します洪水予報河川については、例えば3時間後の予測とかそういうもののデータがありますが、山ノ井川、花宗川などの中小の河川については、そういったデータ、情報等も非常に乏しいのが現状でございます。

災害によります被害の低減化のためには、議員ご指摘のとおり、個人である自助、自主防災会などの共助がやっぱり重要でありますので、組織が自主的・主体的な活動ができますよう、先ほど申しましたとおり、防災人材の育成のための支援、取り組みを進めてまいりたいと思っております。

次に、地区の公民館などを避難所として活用するために、路側帯、側溝のかさ上げなどを優先的に行うべきではないかということの質問だったと思いますが、まず、地区の公民館を避難所として活用するかどうかについては、先ほど答弁しましたとおり、自主防災会で、その地区の公民館なりコミュニティセンターが避難所として有効かどうかを判断された地区において、1次避難所としてされておるところでございますが、町が指定しております避難所までも、町内の低平地で、小さなコンパクトな町から想定すると、どこの家からも約10分以内で避難所のほうに避難することは可能ではないかというふうに思っておりますので、できますならば、隣近所声をかけ合っていただいて早期に避難していただければと思っております。

最後に、公民館等への避難路の確保についてでございますが、かさ上げを行

うに当たりまして、新たに発生します隣接宅地の排水対策、それから段差対策などが出てくると思いますので、そういったことも含めまして、オーバーレイなど比較的簡易な工法で対処できる箇所については、道路所管課を中心に今後検証してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長 それでは最後に、自主防災組織についての最後の質問をお願いいたします。

小畠裕司議員 すみません、時間が押してしまって申しわけございません。もう少しですので、時間を。

地域公民館を助成金で建てかえや改修するときは、せめて水害避難場所となり得るよう条件をつけて補助していただけたらいかがでしょうか。今、地域公民館を建てかえるに当たって補助金、例えば宝くじの補助金なり何なり出してやるかと思いますが、やはり条件が何もなくて、ただ地域のコミュニティーの合意さえとれば補助しますよという話ではなく、やはりこんなに災害が出ているのであれば、やはり人が集まっているところにお年寄りの方も一緒に逃げたいんだろうなと思っております。逃げられるような公民館をまず計画されるよう、今後、公民館が改修・新築されるのであれば、そういったものを考慮していただきたいと思っております。

あわせて、大木町の地域防災計画の中で、液状化危険度分布図が入っております。危険度が高い上から２番目になっております。水害があり、地震があればクリークの護岸はもろいものではないでしょうか。二項道路沿いのクリーク整備、スネーク状に曲がったクリーク等でできるところから、また危険なとこ

ろから手をつけ実行すべきだと思っております。そのためにも地域住民の方々の意見を聞き、マップをつくり、行うことが大切だと思います。町長の意見を最後にお聞きしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 11番、小島議員のご質問にお答えいたします。

いろいろ災害対策に対して具体的なお提案をいただきまして、ありがとうございます。

こういう水害というか、山ノ井川の溢水とか、本当に毎年起こっているという、そういうような状況になっておりますので、災害対策をやっぱりしっかり考えていくということは、もう私もしみじみ感じておるところでございます。

先ほどのご質問のように冠水マップは、少なくとも最低早くつくって、資料として、目安としてやっぱりこういうところが冠水しやすいですよという情報はとにかく早く知らせる必要があるというふうに思っています。

それとあと、公民館の助成で、その条件としたらどうかというご提案でございますけれども、ちょっと条件とまではちょっとなかなかできにくいのかなと。公民館、地域コミュニティーをこれから活性化していく上で、やっぱり整備していただく必要はございますし、それぞれの地域で整備していただくものでございますので、その補助の条件として水害避難ができるということを条件にしようというのは、かなりハードルが高くなってしまふのかなと。

ただ、できる、そういうようなことも踏まえて考えていただくようお願いというか、それに対する支援とか、そういうことは考えられると思うので、そういうことについてはぜひ検討させていただきたい。

あと道路とか水路に関しても、災害を念頭に入れたところの整備、これはちょっと私も担当課と今議論しているんですけども、特に冠水道路、やっぱり集落内で、主に避難するときに必要な道路などが真っ先に冠水をしてしまうと身動きがとれないという状況で、身動きがとれないというのがやっぱり住民の皆さんにとって一番不安じゃないかなと。せめて、ある程度の冠水状況であっても、避難できるぐらいの対策を考えていかないといけないのかなというのは頭の中には入っております、できるところからそういうことについては、特に災害対策については本当に計画的に、堀に対する対応に関しても考えていかなければならないということで考えておりますので、そういうことは念頭に入れながら、道路・水路の整備については考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長　以上で終わります。

小畠裕司議員　ありがとうございます。

議長　お疲れさまでした。

以上で、11番、小畠裕司議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。次回は、あす９月２０日午前９時３０分をお願いいたします。お疲れさまでした。

延会 １５時３２分